

## 平成25年第1回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月6日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳  
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁  
町民課福祉係長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久  
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸  
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子  
農業委員会会長 寺島秀勝 庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午後4時49分

(午前10時00分 開会)

議長（滝沢寿美雄君）これから本日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラから取材撮影等を許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 一般質問を行います。

本定例会に10人の議員から一般質問の通告がなされています。質問は、通告順に行いますが、本日は通告順6番まで行います。

最初に、6番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 人・農地プランについて

2. 立科町の歴史・文化財について

質問席から願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中三江君）6番、田中三江です。通告に従い、質問いたします。

初めに、人・農地プランについてお伺いいたします。

立科町も高齢化社会を迎え、高齢化率が30.4%になりました。今後心配されることは、農業者の高齢化による離農です。これに伴い、遊休荒廃地や耕作放棄地が増大することが予想されます。このような事態を打開しようと、国では人・農地プラン政策が打ち出されました。当町でも、昨年4月から話題に上り、新規就農者は年に150万円、最大5年間で750万円の支援が受けられると打ち出されております。戦後の団塊世代の皆さんが大勢退職する時代を迎え、退職者就農も話題にはなりましたが、長期的な視点で考えると、根本から見直さなければならないのではと思います。とはいえ、5K、7Kと言われる農業に若い担い手は見つかるのでしょうか。当町でも、人・農地プランのアンケート調査が行われました。現在の取りまとめ状況について、町長にお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）おはようございます。それではお答えいたします。

人・農地プランでございます。

現在の日本は、著しく進行します少子高齢化によりまして、農業のみならず、すべての産業や福祉の面で、将来的に大変厳しいものがございます。特に、農業分野ではこうした現状を憂い、

人・農地プラン政策は農業者の次世代の担い手をどうするのか、どのようにしなければならないのかという現状を打破する1つの政策として打ち出されたものであります。これを受け、当町では、本年度当初から十分なる検討を重ねてまいりました。その結果、高原野菜を中心とする地域、米穀あるいは果樹等の生産地域等、2つの地域を設定ということになったわけであり、昨年の11月には、田畑の農地を所有する全農家1,590戸を対象に、5年先また10年先の経営をどのように考えているのか、また経営規模拡大を希望する農家、次世代の担い手となり得る農家は何名いるのかなどを取りまとめるために、意向調査を実施したわけであり、

その取りまとめの状況でございますけれども、最初に5年後の状況であります。現状維持が922戸でした。経営規模の縮小希望農家が194戸、経営規模拡大希望農家が39戸、これが10年後になりますと、現状維持が817戸、経営規模縮小希望農家が224戸、経営規模拡大希望農家が32戸、このような結果でございます。既に今年の1月31日に認定農業者と経営規模拡大希望農家の皆さんにお集まりをいただき、介護を開催しております。今後、立科町農業の実情に応じた単位で話し合いを行い、中心となる経営体への農地の集積方法を決定をして、これからの農業政策に役立ててまいります予定でございます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）現在の取りまとめ状況、5年後縮小194戸で、拡大希望者は39戸ですか、10年先の拡大32戸ということでございますけれども、既に拡大希望者の皆さんのお話し合いはいただけたということですかね。そうしますと、農林課長にお伺いいたします。

これから貸し手と借り手のマッチング作業、これが大切かと思いますが、どのように進めていくのでしょうか。

そして、担い手の皆さんの面積の集積のお話ございましたけれども、これが課題と思います。そのあたりをどのように進めていくのか、アンケート結果の活用方法等もあわせてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君）お答えをいたします。

まず、人・農地プランでの活用方法というお問い合わせかと思われ、それで、マッチングということでございますが、これはいわゆる規模拡大農家の希望されている皆さん、それから規模縮小を希望されている皆さん、このアンケート調査の結果が出ているわけでございます。規模を縮小したいという皆さんについては、1筆ごとにどの筆を貸したい、売りたいという希望を取りまとめてございます。これを1つの図面といたしまして、図面化させていただいております。ここで規模拡大農家をということで、規模を拡大したいという希望の皆さんがその図面を見ていただいて、それでお見合いをしていただいて、ああこれはいいなということになれば、JAさんを通じて貸し付けまたは買い付けというようなことになろうかと思っております。

このほか、主な人・農地プランでの条件というふうになりますと、まず1つ目といたしますれば、まずは人・農地プランに位置づけられていることが一番の条件でございます。1つ目は、

新規就農対策といたしまして、青年就農給付金の経営開始型を、年間150万円を最長5年間にわたり支援を受けることができるということでございます。条件といたしましては、独立自営就農者で、年齢が45歳未満の方です。本年度の対象者は2名でございまして、来年度はさらに1名の検討をしているところでございます。2つ目といたしまして、地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者の皆さんに対しましては、スーパーL資金の金利負担軽減措置が受けられるということでございます。貸し付け当初5年間は、実質無利子化ということでございます。3つ目ですが、農地の規模を縮小したい農家の皆さんは、農地利用集積円滑化団体、これはJAになりますけれども、白紙委任を交わしていただいて、規模拡大希望農家の窓口となっていていただいて手続を行っていくということでございます。この契約が成立した場合につきましては、農地集積協力金として、貸した人に交付金が支払われることとなります。おおむねこのような活用方法でございます。

また、詳細につきましては、農林課の窓口でお尋ねいただければと存じます。よろしく願います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 今のところ、対象者が今年は2名、来年1名ということですが、例えば新規就農者がいても、現在の農業は大規模農家を目指せば目指すほど、大型の農業機械等が必要になってくると思います。新規就農者が自由に借りられるような、使い勝手のよい農業機械バンクのような事業を創設ができるのでしょうか。先ほどスーパーL資金の説明も伺いましたけれども、なかなか難しいと思うのですが、このあたりは町長にお伺いいたします。

また、農林課長に、人・農地プラン作成に当たって、これから貸したい人の、今の交付金ですか、これに対してのメリット、十分な説明をしていただけるのか、その対策をお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 大型の機械などのバンクということでございますけれども、なかなかこれは研究する余地はあるかなとは思いますが、大変難しさも感じております。と申しますのは、農業機械は、大体使う時期は一緒ですし、それから機械を貸してということになると、それぞれ運転する方が違うわけですね。そうしますと、いろんな管理的な問題なんかもちよっと気になりますし、今現在は立科町の町内に大型の機械を十分にお持ちの方も大勢いらっしゃいますので、そういう方々との、共有ということはないんですけども、作業の依頼とか、そういうようなことでも考えたほうがよろしいかなと、やっぱり機械を持つということになると、費用対効果を考えざるを得ません。そんなことで、研究はしてみたいと思っておりますけれども、即答のできるような問題ではございませんので、よろしく願います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）** ご質問は、農地集積協力金、いわゆる経営の規模を縮小したい、これらの人にどういう措置があるのかというふうなご質問というふうな受け取りますが、まずこの人・農地プランに位置づけていただくということが、先ほどと同じ条件でございます。そして、この農地集積協力金に対しましては、現在行われております農業者戸別所得補償制度に加入されているとい

うことが絶対的な条件となってまいります。この皆さんには、経営転換協力金といたしまして、中心となる経営体へ、離農、相続等を契機に農地集積に協力する時点につきまして、1戸30万円から70万円のお金が交付される予定でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）それと、今お聞きしましたのは、その十分な説明をしていくのにどのような形をとっていくのかなというのを、もう1点お聞きしたんですが、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君）啓発広報の問題でございますけれども、これにつきましては、毎月私どもは『広報たてしな』に農家の窓ということで、農業委員会の広報の窓口がございます。この『広報たてしな』等を十分に活用させていただいて、皆さんに啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）広報等だけではなかなか浸透しませんので、できれば出向いてお話しいただけるような場もつくってほしいと、各地区へ出向いてお話をいただけるような場もつくっていただけたらと思います。

今、町長の機械は研究をしていくというお話ですけれども、頑張る皆さんをなるべく応援するような形でお願いしたいと思います。

地域農業の皆さんと話し合いによる合意形成のもとに作成される人・農地プランが、効果的、効率的に実践されるよう、町行政も関係機関と連携し、積極的にかかわり、農業者がメリットを十分享受できるようお願いいたしまして、次の質問に入ります。

次に、立科町の歴史・文化財についてお伺いいたします。

立科町は、蓼科山の北斜面の土地に発展し、その歴史は古く、その根拠やいわれは大庭遺跡に象徴され、確認をされております。当町のホームページや立科町史を見ますと、長野県宝旧芦田宿本陣、土屋家住宅を初め津金寺宝塔、長野県天然記念物笠取峠の松並木、町指定文化財の芦田城址、津金寺の観音堂や妙見堂、神代杉や天狗松など、また指定は受けていないものの、無量寺、光徳寺、諏訪神社、藤沢の大日堂、山部学校、六川源五右衛門の新道など、地域の歴史を現代に伝えている文化財が数多く残されています。これらの文化財のほかに、例えば芦田地区には7星井と呼ばれる7つの井戸、また牛鹿、虎御前、塩沢などの井戸も古くから言い伝えがあり、興味深い歴史事も数多く地域には残されています。そこで、資料館の開設についてお伺いいたします。

立科町では、蓼科地区に歴史民俗資料館がありましたが、開館当初からグリーンシーズンだけの開館であり、1年を通した開館ではなかったようで、入館者の数が少ないからということから、貴重な資料を残したまま、平成15年に閉館されました。平成22年には、雨漏り等により貴重な資料が損失しては、焼失しては大変と、芦田宿の交流館、権現山太鼓道場に保管場所が移転されました。しかし、いつまで現在の保管場所に放置をしておくのでしょうか。この貴重な資料を生かした資料館の開館はいつごろになるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）お答えをいたします。

資料館の開設についてでございます。

白樺高原にありました立科町の歴史民俗資料館でありますけれども、これは昭和47年に新田開発と農民民俗資料館として開設構想を国や県にお願いいたしまして、失われつつあります農村の民俗資料を保存、公開することにより、農民の歩んだ素朴な生活文化を、たくましく生きた山村住民の歴史を長く後世に伝えることを目的として、昭和49年6月に開館をいたしました。当時、経済の発展、また観光ブームの波に乗りまして、年々観光客が増加しておりましたけれども、避暑地としての白樺高原は、夏場の観光客がその多くを占めておりました。こうしたことから、資料館の開館も5月の連休、また7月、8月の夏場に限り開館をし、昭和55年には年間約100日の開館で4,698人という記録の入館者がございました。その後、観光客の減少に伴い、平成14年には年間350人まで入館者が減少し、やむなく閉館に至ったものであります。

現在、収蔵物につきましては、議員さんがおっしゃいますように、保科五無齋に関する収蔵品等、一部をふるさと交流館に保管をし、展示をしておりますけれども、またその他の民具、農機具、衣類等は心かよう館の倉庫に保管をしております。いずれも、これらの収蔵品は町民の皆さんからの寄贈、あるいはお預かりしております貴重な財産でもございます。今後、こうしたお志におこたえする意味におきましても、有効に活用していかなければいけないと思っておりますけれども、当面はふるさと交流館で歴史・文化の紹介として展示可能な資料を公開してまいりたいと考えておまして、新たな資料館の建設のことは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）資料館について、元議員も以前質問されており、現時点では建設は考えていないと、そのときもおっしゃっておられました。現在のふるさと交流館、芦田宿、旧上信から4,000万円の上で取得をしまして、平成16年に1,400万円余りをかけて改修をし、昨年12月、定例会で雨漏りがあるということで471万円の補正予算が上がりまして、雨漏りは建物の大敵であり、腐敗のもとでございますので、同意をされました。金銭的には、全額で5,900万円余りと多くかかっているわけですが、現在は時々作品展、そして今、町長がおっしゃったように、保科五無齋先生の展示が少しあるのみということでございます。そして、時々開館というのみで、常備を開館しているわけではございません。

『広報たてしな』の11月号の立科教育にも、大きな柱として、郷土に学び、郷土を発展させると掲げておられます。また、昨今は中山道を歩く方も増えており、さらに秋には中山道ウォーキング in たてしなも開催されておりますので、芦田の中心地である交流館に貴重な資料を展示し、育ちゆく立科小・中学校の児童・生徒の学習教材にも役立つと考えます。また、都市農村交流事業も活発化しているようですので、都市部の子供たちの移動教室や林間学校で訪れる皆さん

の学習教材にもなると考えます。町の歴史などを伝え、見聞を広めていただく拠点として、隣に本陣もある立地から考えても、最適な場所と思います。ふるさと交流館、芦田宿を歴史民俗資料館としてもっと大々的に活用されることを提案いたしますが、もう一度町長にお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 以前にも同様なご提案がございまして、そのときにも同じお答えを申し上げていると思いますけれども、交流館の利用ということもあわせてのご質問かなというふうに受けとめているんですけれども、まず交流館の使い道について、もうちょっとお話ししなければいけないんですが、以前に私、この交流館の利用につきましては、あり方の検討をさせていただき委員会から諮問をいたしまして、その回答をいただいております。その回答は、民俗資料の歴史も紹介できるようなもの、そしてそこに常駐をする人がいてやりなさいと、こういうような諮問を受けております。そういったことで、長い時間かかっておりますけれども、常駐をしてその開館をするということになると、やっぱり人がいないといけないということになると、相手がないといけないんですが、その相手にとりか、長い時間かけましたけれども、商工会の皆さんにお願いできないだろうかという話をしてきました。いろんな条件整備をしながらやってきたんですけれども、なかなか条件が整いませんでした。最終的に、今は白紙の状態になりました。やむなく今の状態を続けているわけですが、いずれ、方向を示されておりますので、その示された方向に従って、何とか開館をしていきたいというふうに、交流館については思っております。

その交流館のところへ、歴史的なものの紹介もしなさいと、こういうことがなっています。これには、民俗資料館として開設しなさいということではございません。この民俗資料館ということになりますと、やはりこれは学芸員がいて、ある程度貴重なものをそろえなきゃなりませんので、これは簡単な、ただだれでもいいですよという、そういう資料館とはちょっと趣が違うかなと。当時もお話ししたと思いますけれども、もし仮に建設を、その資料館として正規な形で残していこうということであれば、将来は公民館のようなところに併設をして、きちんとした学芸員を置いた上での資料でないとお預かりした資料の中には大変貴重なものもございまして、ただ展示すればいいというようなものとは少し違うものもかなりございまして、その点も考えまして、交流館では歴史の紹介という程度にとどめておきたいというふうに考えておりますので、そんなところの返事で、今の回答にさせていただきたいというふうに思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 常駐する方がいなければということですが、子供たちに伝えていくには、やはり常駐する人を置いて、資料館として歴史を伝えていくことが大切だと思います。今回、町長招集のあいさつでも、重点項目の5点の中の1つとして、蓼科山の豊富な湧水や雄大な自然、山麓に広がる農村景観の維持、史跡や文化を守り育てる取り組みの支援など、住みよい地域環境の創設を進めるとともに、環境を守る町づくりに向けた施策がうたわれましたが、貴重な資料、今回展示されないでしまっておくままではよくないという、いかに広げていくかということが大切ですが、今の町長のお話ですと、どこらあたりまで展示をし、常設しないということは、今現在、時々行

われる、小学生とか保育園の子供たちの展示等行われるくらいの感覚で開いて、町民の皆さん、また町外の皆さんにもお見せする予定なのでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** ちょっと誤解されては困るんですけども、民俗資料館としての開館はあその場所では考えていませんということです。資料館ということできちんとやる場合には、やっぱりきちんとした環境、空気清浄から含めて、そういったこともやらないと、お預かりしている、その資料の中には大変貴重なものもあるんです。もう二度と、なくすことのできないようなものもございますので、それは新たな、また考え方で取り組みたいと思っておりますが、その交流館での展示をするものについては、歴史の紹介ですから、本物はすべて見せられるかどうかは別でございます。今、正直申し上げて、一度お預かりした資料も、万が一のことがあってはいけないということで、レプリカをつくって、本物は持主の方にお返しをしているような形を、今やっています。こんなことでは本当はいけないんですが、今現在はそういうことで対応して、新たな資料館としてつくる場合には、しっかりした設備を整えたところでないとまずいのかなというふうに思っております。

常駐というのは、その交流館の管理という意味で、その歴史を伝えるという学芸員のことでありませぬので、少し誤解のないように、よろしく願いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 私が望みますのは、今町長のおっしゃった常駐、学芸員もできれば置いてほしいという気持ちもありまして、常駐という言い方をいたしました。

レプリカというのも、以前五郎兵衛記念館ですか、あそこへ伺ったときにも、ほとんどレプリカだというお話はお聞きしております。できれば、常駐者、説明のできる方を置いていただいて開館していただければと思います。

次に、教育長にお伺いいたします。

当町は水が豊富で、近隣の市へも分けるほどですが、そのもとをつくった先人、塩沢堰の六川長三郎勝家翁、八丁地堰の大沢茂右衛門翁、宇山堰の土屋庄蔵翁、遠山長作翁、各氏や関係した人々の功績、また国有林下げ戻し運動を進めた人々、和美山行政訴訟の勝訴に活躍した人々など、歴史を後世に残すことがとても大切です。また、教育者として現在の蓼科高校の初代校長の保科百助先生や『芦田八ヶ略誌』の著者、金子詮寅氏など、立派な業績を残した方々が当町にはたくさんおられます。そこで、このような歴史を後世に残し、子供たちに我が町はこうなんだと、自信を持って誇れる町であることを教えていくことも、町の教育面のリーダーとして大切ではと思います。そういう点では、昨年からの1月まで、蓼科高校の地域開放講座ですか、立科学が開かれましたが、あのようなことは実にすばらしい試みです。特に、立科教育を強く進めておられる町長のお考え、豊かな人間性の育成と地域振興に沿っていると思います。

そこで、小・中学校でも積極的にいかかわって指導していくことが必要だと思います。そのことにより、先生方も地域のすばらしさ、文化財等についても率先して教えていくことができるのではないのでしょうか。町内に多くある歴史・文化財を小・中学校に伝えていくことについて、教育委

員会として、今までの対応と今後の取り組みについてお伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** お答えをいたします。

今、議員さんがおっしゃいましたように、町内には数多くの方が、いわゆる先人とされる方が築いてくれました偉業ですとか、あるいは教え、こういったもの、あるいは文化など、貴重な財産が数多くあるわけでございます。今までも、学校教育の現場でも、これらのことにつきましては、当然文化財という大きな意味で言いますと、これは町の成り立ちや歴史でもあるというようなことから、その保護、あるいはまた伝承、そしてまた啓発を含めて、学校でも取り組みをいただいていたところでございます。

例を挙げれば、小学校での運動会での組み体操と申しますか、その歴史の、そういった表現の部分でありますとか、あるいは子供たちが六川さんを招いての学習会を持つと、こういった例の取り組みもしているわけでございます。いずれにしても、これは町の大きな財産でありますので、今後も今まで同様に進めてまいりたいというふうに思っておりますし、昨年度広報等で発表いたしました立科教育の中にも、郷土教育ということを主要な施策の1つに掲げております。これは、当町の児童・生徒にぜひふるさとに誇りを持ち、そしてまた愛着を持ち、次代を担ってほしいという強い願いもありますので、議員さんのおっしゃるように、小・中学校で機会あるごとに町の歴史あるいは文化、こういったものをぜひ学習をする機会を積極的に進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 学校の先生方にも、この立科町の歴史を教えてくださいたいと思うんです。多分、やっていらっしゃるかもしれないんですけども、この立科の地に赴任された先生方に立科町を知っていただいて好きになっていただく。そうしますと、その好きになっていただくと、その勉強したことを子供たちにも話して、子供たちの心に立科に生まれたすばらしさを刻んでいただけるのではないかなと思います。

町長にお伺いいたします。

当町の偉人も多い中ではありますが、例えば立科町の発展のために私財を投げ出し、当町の用水路の開発を行い、多くの耕地を開墾し、住民の生活の糧になる水道拡大に力を尽くした六川長三郎勝家翁や土屋庄蔵翁、そのほか町の基礎を築いた皆さんの胸像を建立されてはいかがでしょう。金銭的に難しいのであれば、肖像画でもよいと思うんです。今、本当に目に見えるところにそういった関係のものが少ないわけございまして、肖像画を学校の図書館や中央公民館などに、注釈を入れて各所に掲げることでもよいと思います。歴史の多くの皆さんの肖像とか胸像を町民の皆さんの目にするところに掲げるということをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 立科町を築いた偉人の功績をたたえる、顕彰をしていくということはとても大切

なことでございます。教育についても、今取り組みは進んでおりますので、先生方も真剣に取り組んでいるというふうに理解しております。

そこで、ご提案の先人の胸像、銅像、肖像画ということでございますけれども、これは、町が率先をしてこの人はどうだというふうにはまいらずに、やっぱり地域の、あるいは議員さんの皆さん方の、町民の皆さん方の声を大きくしていただかないと、なかなか動きづらいなというふうに思っています。ただ、既にあるような、例えば保科先生の肖像画なんていうのはもう既にありますので、ああいうのはもうどこにでも、どこにでもということはないけれども、各学校には啓発させてもらっております。それ以外の方々の、今はまだそういう機運にはなっていないのかな、その盛り上がりを見させていただきたいなというふうに思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 盛り上がりということでございますけれども、私もちょっとお話をしてみても、なかなか難しいところがあります。特に、今、水利権は土地改良区に移管されておりますが、塩沢堰、疏水百選にも選ばれ、今で言う地域貢献をされた方です。おいしい立科米の生産につながっているわけでございますので、そのような点についても考えてみてもよいのではないのでしょうか。

また、国有林の下げ戻し運動を進めた人々、わみ山行政訴訟勝訴に活躍した人々、教育者として、現在蓼科高校、今お話があった保科百助先生等の胸像や肖像画があることで、とても町民の皆さんの親しみがわいて、そして尊敬もされると思います。立科に生まれたよさがわくと思います。

これは先日出ました信州教育、教育者の群像、ここにも保科先生が載っておられます。そして、これは佐久市の広報です。佐久市でゆかりのある、全国や世界を舞台に活躍した人、佐久地域の発展に尽力した人など、多くの先人の業績やつながりが紹介されております。これは別冊でございますけれども、この歴史を残す上で、目に見えるものがあるということは大切なことだと思います。地域の盛り上がり等、大変難しいようなお話でございますので、できればこういうことでも、できることから始めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 私も、その別冊は拝見させていただきました。それは第2弾ですね。この前にもう1つございまして、そちらもすばらしいものでした。まさに、佐久市を切り開いた皆さんのすべてが、歴史が分かるものでした。同様なものになるかどうかは分かりませんが、立科町もいつかは、これは教育委員会のほうでぜひやってもらいたいですけれども、そちらのほうでそういった先人の業績を顕彰するような、そういった資料が、あるものから整理できればいいなというふうに思っております。それと今の銅像と一緒になさらないで、ひとつよろしく願いたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** では、なるべく早い時期に、できれば立科町もこのようなものを、このような別冊を広報等で出していただけることを望みます。

教育長にお伺いたします。

学校教育の充実を願って、現場、小学校、中学校の指導に当たっている教育長として、いかに子供たちに町の歴史や文化を伝えていくか。先日、教育長も長野市の大豆島小学校に行っておられたと伺いましたが、大豆島小学校は保科百助先生が2代目校長として赴任した場所で、今でも校長室に肖像画を飾り、全校の生徒に校長を初め先生方がお話をし、保科先生が集めた石も大切に保管され、植えた木も今では3階まで届くほどに成長し、学校の宝物と、とても大切にされているそうでございます。

当町はどうでしょうか。人権教育等も推進されてきた教えなど、多くの貴重な資料を眠らせておいてよいのでしょうか。また、子供たちだけでなく、町民皆さんへの啓発、伝承も大事です。例えば、地域の公民館活動など、行政が町民と協働し参画というような方法も、具体的に何か考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 塩沢教育長。

**教育長（塩沢勝巳君）** お答えをいたします。

保科先生につきましては、議員さんがおっしゃるように、教育の先駆者ということで、当町だけではなく、県下にもその名を馳せており、本当に先見の明のある方だというふうに思っておりますし、またこの保科先生につきましては、当然のことながら、当町の出身でありますので、ぜひ子供たちにも保科先生の業績、考え等について深く学んでほしいというふうに願っております。以前からも、小学校では保科五無齋先生を取り上げていただきまして、校長講話でありますとか、そういった機会をとらえながら学習をさせていただいているという中でございます。

また、人権教育との中でございますけれども、これにつきましては、議員さんご承知のとおり、毎年各分館を通じまして人権教育を啓発をさせていただいております。その中で保科先生をということも、確かにいい方法かなというふうには感じておりますけれども、人権全般という中で学んでいただければいいのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、先駆者の業績等は偉大なものでございますので、そういったものをぜひ子供たちのうちから学習をいただいて、本当に町に誇りを持って、町に愛着を持ち、そしてその教えが人格形成につながっていくというふうになればうれしいなというふうに思っておりますので、機会あるごとに積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 先人を敬い、感謝できる充実したすばらしい町づくりをお願いしたいと思います。

まとめに入ります。

立科町の文化財は、県指定が3件、町指定が12件に、まだまだ多くの文化財があります。また、町づくりに貢献された偉人も多くおいでになります。しかしなかなか町内でも広く発信されていないのが実情かと思えます。

立科町史を見まして、私が感動したのは、中尾の稲荷大神、男石神社、男石大神、男石宮などと呼ばれておりますが、子授けの神ということです。町内にこのような歴史のある史跡があることに感謝をし、早速子供の欲しい方に紹介をしたりしました。このように多くの場所、我が町の歴史・文化財をいかに知っていただき、貴重な財産を皆さんで共有をし、後世に伝えていくとい

うことは、今に生きる私たちの務めであります。できれば、きちんと学芸員を置き、民俗資料館は無理ということでございますので、歴史資料館、歴史を展示して、広く皆さんにごらんをいただき、啓発・伝承していく状況、体制づくりを強く望みます。それが町長の願う立科教育の充実に直結するものと確信し、ぜひ早々に取り組んでいただけることを期待し、私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、6番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時からです。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、土屋春江君の発言を許します。

件名は 1. 「権現の湯」の運営状況、今後の運営方針は  
質問席から願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君）4番、土屋春江です。議長の許可をいただきましたので、「権現の湯」の運営状況、今後の運営方針について質問いたします。

平成10年に町民福祉を視野に入れた施設として開館した権現の湯福祉施設運営について、多くの議員が赤字対策について質問をしてきました。総務経済常任委員会でも、定例会のたびにごとに議論されてきた問題であり、また課題でもあります。平成14年からは、収入だけでは運営費が賅えなくなり、不足分は一般会計から充当し、既に10年を経過しております。改善検討委員会で議論し、あらゆる方面から努力され、改善してきたが、もう既に職員の努力を越えた問題であると考えます。

町民福祉を視野に入れた施設であるが、福祉施設とは申せ、運営には、収支バランスは当然考えていかなければならないの再三の答弁でありましたが、平成21年の第3回定例会の同僚議員の一般質問で、近隣の施設の状況を見定めながら、料金制定を含め、運営に務め、位置づけ、あり方等を検討する、この答弁から3年が経過いたしました。まずは、この3年間、これらを視野に入れた運営をしてきているはずですから、最初にその運営状況について答弁を求めます。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）お答えをいたします。

日ごろより、町営の施設運営につきましてご協力、ご理解ありがとうございます。

まず、状況についてということでございますので、権現の湯の運営状況でありますけれども、

既に議員さんご承知のように、平成10年4月開館以来、15年を迎えました。昨年は300万人の入館者数となりまして、大変大勢の皆さんにご利用をいただいておりますことに、まず感謝を申し上げるところでございます。

ここ数年の入館者数は、毎年21万人前後と横ばいの状況でございます。しかし、議員さんのおっしゃるとおり、平成14年度より支出が収入を上回る状況が続いております。対策に大変苦慮しているところでございます。今までにもいろいろと実施してきましたけれども、平成20年には環境あるいはエコの両面から、熱源機器の改修工事、施設利用者の公平性の観点から、利用料金の是正のため、期間利用券の改正を実施してまいりました。また、利用者のニーズに対応するために、さまざまな質の高いサービスの提供をということで、イベントですとかスポーツ、健康を取り入れた事業などを企画をし、施設の付加価値を高め、かかる経費も極力抑える創意工夫をしてきたところでございます。

施設自体が、建設以来、15年を経過して、施設や各種機器及び備品等の耐用年数の経過や老朽化によりまして故障等が発生をしております。管理運営上にかかなりの負担が出てきているのも現実でございます。財政上、一度に多額の経費をかけられませんので、現在は順次、計画的に修繕及び更新をしているような状況でございます。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** 笹井町づくり推進課長にお伺いいたしますけれども、今町長からの答弁で、いろいろ入館アップのために、それぞれ工夫をしてきたり施設整備をしてきたということでございますけれども、今ここでちょっとまとめておきたいことがあります。それは、この3年間、また平成10年に開館して14年間、その中で、先ほど言いましたように、多くの議員がいろんな提案をしています。そして、また、今管理者であります真瀬垣さんも、町づくりの支配人としてやってこられて、大変努力をしてきたと思います。

今、職員の皆さんも、来館するお客様に、日々よく笑顔で迎えてくれて、とても評判がいいんですけれども、ただ先ほど言いましたように、開館してもう14年、もう既に14年のときに赤字で、湯水のごとく一般会計から充当して、もう今は1億円ぐらい充当しているはずなんです。それを考えますと、やっぱりその入館アップのためにいろんな提言、提案をしていた、そのソフトな面でいろんなことをしてきたと思います。例えば、ポイントカードの発行とか雑誌とか新聞の広告、それからカラオケが200円から100円にしたとか、あと地元の農産物を売っているとか、季節ごとのイベントとかお祭り、それからお客様に対してのクレームの対応、あといろいろなソフト面での、その入館アップのためにやってきた施策、その精査はどうなっているか、お伺いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** お答えをいたします。

議員さんおっしゃられるように、今までいろいろな施策を講じてまいりました。成果の上がっているものが多いかなというふうに考えております。その中で、今具体的に6点ほどいただきま

した。

まず、ポイントカードの利用状況でございますけれども、ポイントカードにつきましては、平成14年度から実施をしております。そんな中で、ここ数年の状況を見ますと、平成21年のときには利用者人数1,500人、金額で換算しますと60万円相当、平成24年度、本年度につきましては2,40名ほどが利用をされております。延べですと、81万7,000円ほどになります。まだ途中ですので、年度末までには100万ぐらいの、金額換算ではそのくらいになるのかなというように、かなり多くの皆さんに利用をいただいております。これは、逆を返しますと、大勢の皆さんが、リピーターというか、何回も来ていただいているということでもいいことかなというふうに考えております。

このポイントカードの利用者の皆さんにちょっと意見を聞いてみますと、通常は平日しかポイントをつけておりませんので、土曜、日曜、そういったところでもポイントカード、あるいは期間券の利用の皆さんにもポイントカードが欲しいと、こういうような要望も出ております。今後の課題かなというふうには考えております。

それから、雑誌の関係ですけれども、これにつきましては費用対効果というのはなかなか見えにくくしているのが現状です。有料の広告、それから無料の広告、それぞれ10社以上と、約22～23の業者を使いまして広告宣伝をしております。

それから、カラオケでございますけれども、ご承知のように、平成23年度から、1曲200円を100円ということで、半額にしております。利用状況につきましては、カラオケにつきましては、やはり固定化しているというふうに判断をしております。したがって、100円になったから人数がかなり増えるということではなくて、これは権現の湯としてのサービスの一環かなというふうに考えております。

それから、農産物につきましては、かなり多くの皆さん、農産物といいますか、あそこの売店に出店をいただいております。総数では、100人以上の皆さんが関係をして、ご協力をいただいていると。季節的な方もおりますし、年間を通してということもございますけれども、大勢の皆さんに協力をいただいているというのが現状でございます。これも、やはり権現の湯のサービスの向上という点では大変いいことであるというふうには考えております。

それから、イベントにつきましては、いろいろなイベントを実施をしております。マレットゴルフ大会ですとか、カラオケ大会が、現在は発表会というような形をとらせていただいております。それから、権現の湯祭、感謝祭、あと年間を通して、いろいろ子供の日ですとかクリスマス、元旦、節分、こういった節目節目でサービスを行っているという現状でございます。また、本年度、24年度からは健康教室と、健康という部分も力を入れようということでございまして、本年度はポールウォーキング、こういった事業も新たに取り入れております。25年度、次年度でも引き続きやっていきたいということで、今度は体操等を含めた中で健康教室もというような考えも今持って、計画中でございます。このイベントのいろいろな企画によって入館者増ということにもつながっているというふうに考えておりますので、今後も工夫をしながら考えていきたいというふうに思っております。

それから、最後、クレーム対応の関係でございます。これにつきましては、その都度、こちらの落ち度があるような部分については指導を行っているところです。また、館内が暑い、寒い、お湯がぬるい、熱い、こういったクレームが結構ございまして、これにつきましては個人さもあるというようなことで、丁寧な説明をしながら対応しているという状況でございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** 今、課長から、入館者アップに関して、ソフト面でいろいろやってきて、それが効果が出ているだろうという、そういう答弁でありましたけれども、また町づくり推進課長にお聞きいたしますけれども、先ほど町長の答弁の中にでも、設備投資、黒字経営になるための設備投資、先ほどのヒートポンプを導入した経過が、平成20年、1億円をかけて導入した、そのヒートポンプに関しての、その収支の結果というものはどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** お答えをいたします。

ヒートポンプにつきましては、先ほど町長のほうから導入の説明がございました。現在、4年目を迎えているということでございます。そんな中で、光熱費に関しましての実績でございますけれども、大体800万から900万円、光熱費が以前よりはマイナスになっております。したがって、エコの成果は出ていると、なおかつ環境にもやさしいということで、評価をしているところでございます。

ただ、ヒートポンプのほうも4年過ぎ、5年目を迎える中で、ポンプ自体の故障といえますか、4基あるんですけれども、そのうちの1つが止まったりというようなことも最近発生をしているという中で、維持管理という部分で少し危惧するところも出てきているという状況でございます。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** その入館者アップに対して、今までこういういろんなことをやってきた、施策をしてきたということですが、2つ、ちょっと町づくり推進課長にお聞きしたいんですけれども、今、夜間ほとんど利用されていないカラオケルームの、これからどういうふうにご利用していくのかということと、開館時間のうちの中で、夕方ですね、夜8時以降、その入館者アップにつながらない時間帯というのが多分あると思うんですけれども、その部分をどういうふうにご利用から改善していかれるかということをお聞きいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** まず、カラオケルームの夜の利用ということでございます。確かに、ご指摘のように、カラオケは昼間が主流ということで、夜は利用者が少ない現実がございます。そんな中で、これは現在予定ですけれども、25年度、健康教室をカラオケルームを使って実施をしていきたいというふうを考えております。ただ、毎日というわけにはいきませんので、週1回ぐらいのペースで実施をしたい。この事業は、県の元気づくり支援金を利用して実施をしたい

というふうに考えておりますので、現在県のほうに申請をしてございます。採択いただければ事業実施にもっていかれるかなということで考えております。

あと、開館時間、夜の関係でございます。これにつきましても、ご指摘のように、どうしても期間券での恒常的に利用される皆さんが多いという実態の中で、付加価値を何かつけて、実施といたしますか、開館をしていくというようなふうに考えておりますけれども、こちらのほうは具体的に方策をとというのはまだございません。今後検討をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** 今の、その答弁の中で、カラオケルームを健康教室に使いたいと、それは夜使うということでございますか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** 大変失礼をいたしました。一応、今計画といたしますか、考えておりますのは、夜という考え方で、例えばですが、7時から8時半とか6時から7時半とかというような、一般のお勤めの方も時間が空くような時間帯を考えたいというふうには、今考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** 本当に、そのカラオケルームは、あれだけのスペースがあって、夜こうこうと電気がついたり、いろいろしているときがあるんですけども、やっぱり節電ということに関して、その利用状況が、利用がなければ、ほかの方向で考えていくべきだというふうに私は思います。ですから、ぜひその方向でやっていただければというふうに思います。

それと、開館時間ですね。結局、8時半以降、私も見せていただきましたけれども、8時半、9時半ごろまでというのはなかなか入館者アップになっていないという状況を私は見ました。やはり、その点も、繰り上げ時間にするとか、そのことによって経費節減にもなると思うんです。ですから、ぜひその方向に向けてやっていただければと思います。

次に、町長にお伺いいたしますけれども、先ほどは温泉状況でございましたけれども、今後の温泉館の経営方針についてお伺いしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 今後についてということでございますので、少しまた自分の思いも含めながらお話をさせていただきたいというふうに思います。

立科町の権現の湯の一番の魅力は何でしょう。やっぱり、景色と値段が安いということですよ。これは、今後、収支バランスをとる上では非常に問題のある部分も含まれているわけです。景色は、もうもちろん、これは私たちの特権ですからいいですけども、価格を設定するところに大変難しさがございます。この施設の運営上、収支のバランスをとらないということは、これは当然承知しているわけですけども、将来、これはいつのときもそうですが、収支の改善を視野に入れて検討は重ねておりますし、毎回担当の者から、最終的に収支のバランスをとるにはどうしたらという、やっぱり料金のところに行き着いてしまうのが今まででございました。

利用者の中には、今は福祉施設等の位置づけでございますので、今までどおり安い料金で、福祉的な施設として運営してほしいという声も当然あるわけでございます。これは、近隣の同様の施設が、やはり低価格といたしますか、立科の権現の湯と同じ価格でやっているところが数件ございます。そうしたところのことを考えて、誘客も含めてですけれども、先ほどの議論の中では、誘客をしてきているというような、増に向けてというふうにとらえているような議論になっているんですけれども、現実には何とか維持したいというのが現実でしょうね。それは、よその施設との、これはやっぱり競争というか、競合しているわけです。それを考えますと、今後もその施設の利用状態、実態、近隣の施設のそうした価格やいろいろなサービスの、そういったものを見定めて、やはり将来は料金のところ結びついていくのかなというふうには考えておりますけれども、温泉館の事業という、その事業というものにとらえ方も根本的に考えていかないと、収支だけで議論するのもちょっと難しさもありまして、今まで大変迷っているのが実情でございます。もう少し様子を見定めてと言っていますので、そうした近隣あるいは自分たちの改善等の環境が整ったときには、ぜひ議員さんにもバックアップをお願いしたいなというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）私は、どうせ福祉風呂で通すのであれば、これから高齢化率、先ほど同僚議員が言っていました、今30.3%ですか、そうなれば、今利用されている、その福祉風呂をもう1つ増やすとか、それから家族の絆を深めるために家族風呂をつくるとか、そういう方向にという考えもあるんですけれども、その点どう思いますか、ちょっと町長の意見を聞きたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）ちょっと誤解されないようにしてもらいたいんですが、福祉風呂がございませうね。あれは家族風呂になっています。あの数を増やして福祉本流でいくかという話になると、ちょっと違うんですが、先ほどの議論の福祉の位置づけというのは、立科町の福祉施設としての位置づけという意味で、ところが今の状況は、その福祉という位置づけではもうだめだよということが、今ずっと底流に流れているんですね。あくまでも事業として、最低でもバランスはとってくださいというような方向を今目指しているということです。

その答えとすれば、今、価格は、低価格でやっていますけれども、お客さんの数が25万人に増えれば、もちろん問題ないわけですから、なかなかそういうふうにはならないのが現実なんで、そうするとどこかで、施設の運営上の中で節約するとか新しいメニューをこさえるとか、そういったことがこれからの改善の大きな柱として、いわゆる福祉じゃなくて、事業としての考え方を取り入れたものでないとだめだというふうに私は理解をしております。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）であれば、今一般家庭でのリフォームをしているんですけれども、権現の湯もリフォームをして、いろんな部分でね、それでリニューアルオープン、そういうふうにしたら、やはり入館者アップにつながると思うんですけれども、その点どうでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）リニューアルオープンというのは、非常に魅力のあるんですね。実は、3年前に

なりますけれども、かなり当時とすればちょっと冒険をして、大金をかけてリニューアルをいたしました。そのときは、何となく増えたんですけども、時間とともに、やはりそれだけじゃないんですね。ですから、もう14年、15年経っておりますので、当然そういったことは考えないといけない時期だというふうに思っています。機械設備、それから現在のある仕組みそのものを含めて、リニューアルの時期はそう遠からずあるのかなというふうに思っています。

当時のリニューアルは、今の受付の周辺がかなり変わりましたかね。そのときに、今の売店だとか、いろんなものの考え方が変わりましたし、それから今の食堂の関係も変わったのかな、いろいろと随分当時からは変わったような気がいたします。また、いいアイデアがございましたら、ぜひお寄せください。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）今、樽ヶ沢の温泉ですね、その温泉を利用して、タンクで権現の湯に運んで、そのいい湯質をその温泉で使って、皆さんにアピールするとか、そういう考えもあるんですけども、その点はどうでしょうか、よろしくお願いします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）誠に、そのアイデアはすばらしく、私も実は考えております。しかし、問題はあります。今現在の温泉は、あそこからくみ上げている温泉の性質でつくられています。立科の樽ヶ沢温泉から運びますと、樽ヶ沢温泉の水質、温泉の質がまた違うんですね。そうした場合に、合致すればいいんですけども、なかなか合わない。そうすると、配管だとか機械設備にこれは支障を来すことになりかねないので、慎重にしなければいけません。ということで、思いは誠に思っておりますけれども、大変慎重にやらないと寿命が縮んでしまうというのがございますので、慎重にやらせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）せっかく樽ヶ沢の温泉があるわけですから、やはり専門家の方に見ていただいて、権現の湯の、その湯質と樽ヶ沢の湯質、その部分で融合できるのであれば、それを使えば、私は本当に効果的ではないかなと思いますけれども、そういう湯質を調べていただいてどうだろうという、そういう考えはどうでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）あの湯質は全く違います。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）それで、町長にお伺いいたしますけれども、やはり嫌なところから手をつける、それはトップである町長がやらなければ、私はだめだと思います。それは、先ほどから町長が言われるように、料金の改定、それをもう本当にやっていかなければこれは無理ではないかと、町長が就任される前から温泉館はあるわけですけども、いずれにしても立科町のトップでありますから、その点をよくよく踏まえて、これですと湯水のごとく一般財源から充当するのか、そこをもう一度お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 今現在は一般会計から一部投入しなければいけないという状況が続くと思います。

これは、先ほど議員さんに背中を押されております料金改定をして、収支のバランスをとりなさいということです。断行しなさいということでございます。これは、私もある時期が来ているというふうに思っておりますし、その方向は同じでございますが、ただ断行する場合に、町民の皆さんの理解を得なければなりませんし、利用者の皆さんのご理解ももらわなきゃいけないんです。それは、徹底した改善をしたのかどうかということがもう少し明らかになるべきだろうと、こう思っております。

例えば、ヒートポンプを入れたときに、当時は燃料が非常に高かったこともありまして、相当効果を見込んでいたわけなんです。極端に言えば、あの当時のまま燃料が高騰していたとすれば、もう既に黒字になっていると思うんです。でも、やっぱり、なかなか燃料にも波がございまして、当時はすばらしい改善案だと思ったんです。ところが、やっぱり価格が下がったり、今度は逆に電気料が上がったりというようなことになると、これもやっぱり難しさがあって、毎年、当初の計画では2,000万近く改善する予定であったんです。2,000万改善すると、1,000万黒字になるんですね。ところが、現実にはやってみますと1,000万ぐらいの改善しかできなくて、最初の年は大分改善したんですけれども、今は700万ぐらいになっていますか、ですから一般会計から投入する金額もそう変わらずになってしまったというのが現実だと思います。

したがって、改善できるものはもっとやります。その上で、もうこれ以上ないよというものを、私どものほうで判断をさせてもらったら、ぜひ皆さんのご協力をもって断行していきたいというふうに思っておりますので、ぜひご指導をお願いしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

**4番（土屋春江君）** 平成22年でしたと思うんですけれども、議員で質問された方の中の答弁で、温泉館を、その収支バランスをとらなければいけない町営の事業であるということで、株式会社、今は立科町振興公社がありますね、その振興公社の提案をされた議員さんがいました。そういう点についてどう町長は考えておられるか、お聞きいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 振興公社等に指定管理のような委託をしていこうという考え方ですが、これを私は否定もしませんし、むしろそういう傾向はあり得るというふうに思っています。と申しますのは、先ほどの料金改定とか、それからサービスの改善というのも、なかなか、このお役所的な発想というのはちょっとおくれおくれです。そういうことから考えますと、指定管理をして、十分にバランスをとってやっていく、自分たちで経営してくださいよというふうに出しますと、そのところは徹底的な改善をしていくことになるんです。それは大いに結構だと思います。否定もしませんし、将来はそうあるのかなというふうな思いでおりますので、そうした改善提案の会議も随分しております。ただ、それを、先ほど言うように、踏み切るところに、非常に今の大きなハードルがありまして、そこを何とかしたいというふうに思っているのが本当の気持ちでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）先ほども言いましたように、やっぱり町長も思うように、嫌なところから手をつけることがトップであって、その踏み切るところがどこであるかと。もう14年もあの温泉館は経っているわけですし、どんなに職員が一生懸命工夫をしても入館率アップにはならない。そうであれば、やはりもうここでしっかりと方向づけをしたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（滝沢寿美雄君）これで、4番、土屋春江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は1時からです。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

報告します。6番、田中三江議員、所用のため、中座届が出ています。

次に、2番、森本信明君の発言を許します。

件名は 1. 商工業の振興と企業誘致による町の活性化について

質問席から願います。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君）2番、森本です。通告に従いまして、件名、商工業の振興と企業誘致による活性化について質問をいたします。

質問に先立ち、景気低迷、経済不況下にありながら、立科町の活力を生む一翼を担い、立科町の産業振興の担い手として商工に携わる皆さん、立科町商工関係者の皆さんに敬意を表します。

さて、立科町長期振興計画の後期基本計画は、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画であり、その趣旨は、立科町の理想とする将来像、人と自然が輝く町の実現に向けて施策の方向を定め、当町の行財政運営の基本とするものとうたわれています。計画実施も3カ年が過ぎ、行政各部門の個別において、実績、成果、評価等がまとめられ、公表され、さらに新たな行財政運営等の課題を見つめつつ、残り2カ年の行財政運営がされるものと考えられます。

今回の質問は、第4章、豊かで活力ある産業振興のうち、第2節、活力ある商工業振興にかかわる事項について質問をいたします。

商工業の現状は、世界、日本経済の低迷下にあつて、商圈拡大による地区内外、大型店への客の流れ、商店の閉鎖、下請事業所における受注量と利益の低下が著しい現況下です。町民の多くが商工業に携わり、家計を支え、町財政の支えであり、商工業の振興による町の活性化は、町の反映、発展に欠かすことのできない大きな行財政運営のテーマです。また、町の人口減が危惧される中にあつては、人口対策として若者の町内定住、町外からの移住者を募る、そのためにはもと当町が取り組んでいる子育て支援住宅、住宅造成も大きな施策の1つではありますが、家計の収

入の道、経済が支えである働く職場の確保、新たな企業の誘致の必要性を多くの町民が訴える現状にあるかと思えます。

先ごろの財務省が発表した2012年10月から12月の法人企業統計によると、金融、保険業を除く全産業の設備投資は、前年同月比9.7%減と、四半期ぶりに前年を下回り、製造業はマイナス、世界経済の減速を受けて、国内の景気も失速する中、企業が投資に慎重だと報道されているということ、また立科町の地理的状況等を考えると、新たな企業誘致等は厳しい状況下にあります。しかしながら、立科町が将来にわたって立科町であり続けるために取り組まなければならない大きな課題として認識しています。ついては、以下の要旨に沿い、答弁を求めます。

1、商工の課名がなくなった経緯等、現在の体制による企画、財政等の評価は。2つ目、商工業振興について、1つ商業振興にかかわる目的達成事業、とりわけ振興条例第2条のここ10年来の実績と成果は、2つ目、立科町商工振興審議会の町長の諮問内容と調査審議の内容と、その成果は、3つ目、地場産業開発振興事業、振興条例16条の6号の実績と成果は、4つ目、商工業にかかわる構成人口と税収入等の動向、5つ目、勤労者の福祉厚生、小諸北佐久勤労者互助会の取り組みと加入状況は、6つ目、今後の振興施策と平成25年度当初予算案への反映は。3つ目として、企業誘致について、当町の企業誘致実現策と、その体制はということで答弁をお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** お答えをします。

まず、役場の組織の中で商工の名称が課名からなくなった、平成19年7月からでございますけれども、これは、以前は観光商工課商工係として商工業の振興を行っていたわけでありましてけれども、以前は観光商工課業務が役場事務所と総合観光センターとに分断をされておりましたので、新たに町づくり推進課を設けて、商工業振興を推進するために組織変更したものであります。現在は、立科町商工会等と連携しながら、商工業の振興に邁進をしているところでございまして、おおむね良好と判断をしております。

次に、商工業振興についてでありますけれども、商工業者の自主的な努力を助長し、健全な成長発展を図るとともに、経済的・社会的地位の向上を目的としております。現状は、震災等の影響もありまして、大企業の事業縮小、中小・零細企業の閉鎖、倒産等、大変厳しい状況が続いております。町では、現在、中小企業振興資金融資事業、経営改善普及事業、商工業振興対策補助事業、中小企業退職金共済掛金補助事業、雇用促進補助事業、商品券発行业業などの実施をしております。商工業振興につながっているものと考えております。詳細につきましては、また担当のほうから少し説明させていただきます。

次に、商工業の振興につきまして、町では融資事業、また補助事業を中心に実施しておりますので、その審議会につきましては、審議会において調査、審査していただく融資補助の案件がなかったために諮問はしておりません。とりわけ大きな問題もなく、推移していると判断をしてお

ります。

続きまして、地場産業開発振興事業の実績と成果についてでありますけれども、商工業者が地域内で生産された物産を原料として、伝統的技術・技法、経営資源を活用した地場製品の開発振興事業でございます。今までには、シャワー入浴装置開発事業ですとか地域の資源であります御泉水の湧水を使った商品化事業ですとかお米の販売事業等が行われているようでございます。いずれも地元資源を活用した、地域活性化につながる事業でございます。地域のやる気に対する支援と考えております。また、平成 23 年度より農業振興公社を立ち上げ、立科ブランドの構築に努めているところでもございます。

次に、商工業にかかわる構成人口と税収入等の動向についてでありますけれども、これは資料が大変少なくていけないんですが、県発表資料によりますと、商業に携わる人口につきましては、平成 14 年度が 350 人・97 事業所です。19 年度が 417 人・92 事業所とあります。販売額は 77 億円から 71 億円と言われております。また、工業では、平成 13 年、従業者数は 615 人・27 事業所、製品出荷額が 88 億円、これが平成 22 年度になりますと、従業者 552 人・22 事業所になります。そして、68 億円の製品出荷額に減少しております。また、税収入等の動向につきましては、法人税で見ますと、平成 20 年度が 6,240 万円余、24 年度は 5,600 万円ほど見込んでおります。やはり、減少傾向となっております。町内の現状を見ますと、景気の低迷による企業の慎重な姿勢、そして商業では大型店の進出、後継者不足、生活スタイルの変化などの理由によりまして減少をたどっていると考えております。

続きまして、勤労者の福祉厚生、小諸北佐久勤労者互助会の取り組みと加入状況についてでありますけれども、小諸北佐久勤労者互助会につきましては、立科町・小諸市、軽井沢町、御代田町の 4 市町で構成をされております。この 4 市町内に所在する中小企業に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生の増進を図ることを目的としておりますけれども、その主な取組事業といたしましては、会員相互による共済給付事業、会員相互の親睦と交流事業、労金、労働共済事業協力、互助会報発行、健康診断など福利厚生の事業、温泉施設、スキー場割引などの事業に取り組んでいるところであります。加入状況でありますけれども、4 市町全体で 157 事業所 1,149 名の加入となっております。当町の加入状況でございますけれども、加入促進を進めて、平成 20 年度は 11 事業所・44 名、平成 24 年度には 13 事業所・64 名であります。加入の促進によりまして、若干ではありますが、増加の傾向でありましょう。

次に、今後の振興策につきましてであります。

上田・佐久両地域定住自立圏が形成をされまして、産業の活性化に向けた広域連携によります人材育成あるいは情報の共有などを推進し、安定した産業基盤づくりに努め、産学官による産業振興支援策の充実強化を目指すところになっております。また、立科ブランド構築に努め、地域の活性化を図り、独自産業化の確立を目指すなどを考えております。

次に、当初予算への反映でありますけれども、従来から継続として、商工業経営改善事業経費、商工業振興経費融資事業といたしましては 1,850 万円余、ブランド構築事業としましては 1,520 万円を計上しました。

次に、企業誘致でございますけれども、当町の企業誘致実現策と、その体制ということでございますけれども、この企業誘致は、外部資源の導入による地域振興策として大変大きな役割を担う、企業側も安価な用地、そして労働力を求めています。双方の思惑が合致して、初めて実現するものでございますので、企業を誘致することにより、企業からの税収等が見込める、雇用も生まれる、地域活性力の向上につながってまいりますが、近年は景気、経済の低迷によりまして、企業には大変慎重な姿勢が見えます。近隣の市町では、工業団地の売れ残りも出て、塩づけ状態が財政を圧迫している現実もございます。

企業は、立地力所、これがどこにあるかということが大変重要な決め手と考えているようです。いわゆる立地条件であります。物流、また雇用を考えたときに、当町は高速道路や主要な交通網から離れておりまして、また企業経営を満たす労働力確保も困難、企業立地・誘致には不利な状況にあると言わざるを得ません。このように適地適産の原則から乖離しておりまして、先行投資をし、誘致のための工業団地を確保しておらない現状でありまして、塩づけ用地はないのでありますが、財政への圧迫はありませんが、工業系の誘致体制は他の市町に比べ、貧弱と言えます。

立科町は農業の町でありますので、これまでは農地を絡めた企業誘致も含めてまいりましたけれども、土地の確保、つまり農地の集約の条件が整わず、誘致には至っていない状況でございます。今後も、自然環境に恵まれました地域資源を生かし、農業系、工業系にとらわれず、誘致を努めたいと考えております。健康あるいは医療あるいは環境エネルギー分野などへの展開も有望ではないかと考えております。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** それでは、町の商工業振興の具体的な事業につきまして、主なものをご説明申し上げます。

まず、中小企業振興資金斡旋融資事業でございますけれども、目的につきましては、商工業者の自主的な努力、健全な成長発展、事業従事者の経済的・社会的地位の向上、こういったものを目指しております。この事業につきましては、町の財源も限られております。より多くの借入希望者に利用いただけるようにということで、平成15年度より限度額を1,250万円に拡大をしております。また、貸し付けの利率につきましては、本年度より2.7%から2.5%に引き下げを行っております。この2.5%のうち、1%が町の利子補給ということになりまして、実質借入れをされる皆さんは1.5%の利率で借入れができるということで、できるだけ借入れしやすい状況をつくっているところでございます。貸付期間につきましても、設備資金については9年、運転資金7年というようなことでございます。実績でございますけれども、平成15年度につきましては21件・8,290万円、平成20年度、31件・1億3,360万円というような数字でございますが、あと21年度から23年度の3カ年を平均しますと、20件・9,050万円ほどになっております。

次に、経営改善普及事業ということで、これは商工会が実施をします経営指導員による経営技術の強化、融資、税に関する相談、指導等の事業に対する補助になります。最近ですと、年間

420万円ほどが補助金として交付されております。また、振興事業補助金ということで、商業、工業、建設業、観光業及び商工会青年部・女性部等への活動振興費として、商工会のほうに補助をしております。この補助額は380万円ほどということで、合計800万円の補助金が商工会のほうへ支出されております。ほかに、中小企業退職金共済掛金に対する補助制度がございます。これにつきましては、従業員の福祉の増進、企業の振興を図るという目的で、本来事業主が負担をするべきものでございます。この退職金共済掛金を、被共済者1人当たり月300円を3年間補助するという事業でございます。平成23年度から実施をしております。平成23年度は5つの事業所・39名、本年度は現在まで8事業・53名ということになっております。また、雇用促進事業の実施をしております。町内に住所を要する者を1年を超えて雇用した場合、雇用者1人当たり30万円の補助をするものであります。平成23年度より実施をしております。実績につきましては、平成23年度・24年度、合わせまして、3事業所・10名の実績がございます。

主な事業につきましては、以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）まず、商工の課名がなくなった、それに対する商工業の職員体制、これがどうかということになるかと思うんですが、少なくとも今までの、この事業的に町が行う事業というのが、商工業所に対する補助事業が主ですよ。現状からいくと、各事業所の内容を見ると、先ほど町長もあったように、やはり下請業者が多いということで、受注量とか、こういうものが事業所の中ではある。商業に対しては、大型店とか、そういうものによって、今まで芦田の通りが、我々子供のころは、えびす……とか、いろんなところで商店街の活性化があったりして、1つの町の勢いというか、活性化とか、こういうものが見られて、現実的にはいろんな面のところで、日本の流れとかいろんな国の政策とか交通公共の問題とか、こういうものによって変わりつつあるんですよ。

少なくとも、先ほど言われた商業に携わる人というのは、人口の上からも非常に比率が高いわけですね。今、町づくりの推進課ということで、この事務部署の中においては、商工業の振興に関する事項、企業の誘致に関する事項、労働に関する事項ということで、事務内容としては上がっている状況がありますよね。本来、町が企画部門で町づくりというのが存在をしていると思うんですよ。

今、現行職員体制が、みんなで課長を含めて、県の職員も、6人体制ですよ。この内容の中で、こういう商工業まで、具体的に、その補助事業の事務的な取り扱いだけでなく、いろんな日本の経済とか町の商業をどうするかとか、そういう情報をつかむこと、それらの情報をつかんだものをどういうふうに行政の中で生かしていくか、こういう人を企画をし、調整をとっていくか、こういう状況の中では、その辺のところは今の原因で、町長の答弁でいくと、それは十分今の体制で行い得ていると、こういう状況で答弁がありましたけれども、これはそのところに配置をされている、私も再三、今までも言ったけれども、町の職員の業務量とか、こういうものを考えると、非常に多くの業務量を抱えているわけなんですよ、現状で。なおかつ、その定数が、現在百幾つもありながら定数に至っていない、臨時職員が増えているような現実があるとす

るなら、確かに他課との調整とか、全体的な役場自体をどう進めていくかということがあるんですが、ほかのところは部分的にちょっとして、商工業としてそういう問題は、情報を得たり企画をしたりしている現状の中で、果たしてその業務が進んでいるかどうかと、このことを改めて、ちょっと担当課の課長のほうからお聞きをしたいと思えますけれども。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** お答えをいたします。

まず、現状では、事業所の情報をとるといようなことを中心に進めておりますし、また今後もやっていきたいというふうには考えております。実際の事業者の経営状況につきましては、正直申し上げて、我々素人でございます。状況が数的にいいのか悪いのかというのは判断しがたい。その部分については、商工会のほうで指導員がおりますので、指導員のほうから指導をしていただく、あるいは調査をしていただく、その情報を上げていただくというふうになるかと思えます。そんな中で、企画のほうまで実際にはいっていないという状況でございます、できることなら事業所回りといいますか、そういったこともやりたいといいますか、やっていかなければいけないだろうというふうには考えております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** どんな業務であったとしても、その現状がどうであるかというのは、当然行政側として、行政としてとらえていかなければならないと思うんですよ。それをどうとらえるかというのは、やっぱりそこに精通をした職員配置がされたり、人事的なものもカバーされたりして、町の抱えている問題は、結局その上に反映をできるような体制をとっていかないといけないと。

今までも、課を変えたときに、農林建設課でしたよね。それが農林課、それから建設課ということで、それぞれ課を2つにして、それぞれの業務内容が違うということで、体制を、新たにまた組織の見直しをしているわけですよ。当然、今の農業とか、農業人口も非常に多いわけで、建設の抱えている、その問題もかなりあつたりすることは事実ですよ。商工業に対してもやっぱりそういう形を、課にはその分なくても、少なくともその担当するものの職員が配置をされるなり、かかわるなり、そういうものを設置を、組織化をして、その対応ができないものだろうか、課にはしなくてもそういう体制ができないだろうか。それは、全体的に、また言われると、その人員の問題とか、かなりそこに町全体として考えなきゃならないということで、多分答弁があると思うんですけども、その辺のところはいかがですか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 私のお答えするところを先に答えられてしまったような感じでいけないんですが、正直申し上げて、今森本議員さんのおっしゃるとおりです。まず、以前は観光商工ということで、観光課と商工の面を両方やっていたということなんですけれども、ここの部分なんです。現実的に観光の中に商工が入って入って、一緒にやっていたから、誠に場所的なこと、それから内容的なことがマッチしなかった。そこで、商工は企画と一緒にやるべきだろうということで、町づくり推進課に担っていただくと、こういうことになったというのが、まず第一の考え方です。

それから、ちょっと触れましたが、農林建設課の話、これは私の前のときに農林建設課というのがあって、私はそれを引き継いで、4年間、農林建設課のままでいたんですが、やっぱり農政と建設の関係は合わないですね。ということで、それともう1つは、農業をもっと力強くやっていきたいということが1つと、それから建設も、ちょうどそのころ、宇山バイパスのほうの、ああいった大型事業もこれから真剣に取り組まなきゃいけないというような問題がありましたので、それぞれ分けさせていただいたということです。

専門的に、要は人材が足りているかという問題につきましては、先ほど森本議員さんもおっしゃいますように、この部分の現場からの要求というか、要望と配置できる人材というのはなかなか難しいわけでありまして。全体の中で一番ベターな人事をしながらやりくりをしているということになります。

**議長（滝沢寿美雄君）** 2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** 今の人員の問題についても、確かに財政的には苦しい中で、役場の事業費にかかわる中では、やっぱり人件費がかなりの部分を占めるんですね。その対応が、職員がどういうふうに対応されて住民サービスができていくかというのは、多くはその職員が適正な人員配置がされて、能力が発揮でき、ストレスも解消もできたり、いろいろな分野で、その目に見えない部分を、一人ひとりの職員の負担が軽減されなければ、またいい仕事ができないし、いいアイデアも生まれにくいし、やる気も起きない。今の立科のほうをいくと、定数割れをしているわけだよね。その辺のところはどうなのかと。定数割れというのは、やっぱり財源的な問題になっているわけだ。財政的に、役場の、自治体の事業なんていうのは、どっちかというところほとんど人件費だと思うんですよ。その辺のところ、1つは、今担当されている商工業にしても、十分その中の人員配置がされていて、能力が発揮できる状況にあるかどうか、担当の課長のほうも情報不足で、いろんなできない部分もあっているというようなニュアンスの発言があったわけですから、やっぱりその辺のところは集約できるような形をとっていただきたいと。

あと、商業の関係で、1つは、今の状況がどうかということで、これは中小企業センターで登録、受給企業経営動向調査などで、企業振興センターに、多分登録されている人たちが、今の状況がどうかと、こういうことで答えているアンケート調査があるんですよ。それが、すべて立科町の商工業を営んでいる皆さんに当てはまるかどうか分かりませんが、参考までに述べますと、参加時に比べて受注量はどうかと、こういうことになると、増加が1月では10.8%、その前が5.6ということで、増加は若干はしているというような回答もあるんですよ。ただ、横ばいが34.8%ということで、10月に比べてかなり多く数字は伸びているんです、22.3%に対して。それから、材料込みの受注単価という点では、値上がりしたのが、10月の調査では1.9%、それから1月の調査では7%、変わらないと答えた人が10月は76.9%、1月については75.4%、それから引き下げられたということでいくと、10月は21.3%、1月が17.6%ということで、それぞれ上向きかげんにあるようであるけれども、非常に受注量とか単価の問題で苦慮をしているというような数字だと思われまして。そういう状況が、やっぱり町として把握ができていのか、当然商工会とか、連携をとったりして、今の商工会の状況はどうだろうかという、そ

の町の状況、情勢を掌握できる体制があるかどうか。先ほどでいくと、情報もちよっと手薄なところもあつたりするということにとらえることもあつたりするんですが。

それから、あと平成22年度の国勢調査、産業基本集計結果というのが、これも公表されていて、これは立科町の状況で見ると、労働力状態人口、つまり働ける要素のある人が、15歳以上ということで6,765人、それから労働人口、働ける人ということで、就業者については4,303人、うち65歳以上が883人、トータルで労働力は総数で4,503人ということなんです。完全失業者が200人、それから非労働力人口、つまり働く意思がない人というのが2,262人、労働力率というのが66.6%、非労働人口というのは仕事をしなければ、探してもいないという人、それから労働力というのは、労働可能人口、就業意思のある人たちの、働く意思のある人たちの人口に対する比率ということで、ですから労働力人口が66.6%ということですから、2,000人ほどが非労働力で働くとか、そういう意思がない表示がされているわけなんです。先ほど、労働力の確保とか、こういう面からも、いろんな面でこういう数値をもとにさせていただいて、何か町の施策として、補助金を出すということだけじゃなくて、やっぱり商工業とか企業誘致とか、こういうことで考えていただけないかと。

もう1つは、時間のほうも迫ってしまうんですが、企業立地促進法、工場立地法ということで、長野県産業立地ガイドのところ、基本計画の策定状況ということで、これも出されているんですよ。その中で、佐久地域の基本計画の概要ということで、これは2市4町4村ですか、だから佐久地域内ですよ。この中で成果目標ということで、新規立地件数ということで15件以上、それから新規雇用者300人以上、製造出荷額増加額270億円以上ということであつたわけではいるんです。ただ、地域の特徴とか、それから交通状況とか、こういうものでいくと、立科は非常に不利な状況の中にある。例えば、駅を中心にしたとか、こういうことで、基本計画の中にも、そういう、例えば立科町が立地条件として果たしていいのかどうかと言われると、非常に文書表現ではされていない状況にあるんですよ。加えて、今年の長野県の5カ年計画ですか、長野県総合5カ年計画の第5編の中で、自作農総合的展開ということで、産業雇用ということでうたわれる部分、成長産業の創出とか有望市場の開拓とか、こういうものがうたわれていて、佐久地域の中でも、先ほど言われたように、この立科町は非常に有望な地形とか交通状況にあるかということでは、この文書表現で見ると、あんまり好ましくは、好ましいという言い方はおかしいかもわからないけれども、企業誘致をしたりするというような状況下はないんですよ。

この達成目標の中では、目的額が29年度まであつて、企業誘致件数は200件以上を目標にするというような数値が案として示されているんです。この辺のところ、先ほど申し上げた長野県の工業立地の基本計画、それから県が今策定をしようとしている5カ年計画の内容について、立科町としてどのようにこのものをとらえていくのかどうか、この辺のところをちょっとお聞かせをください。

**議長**（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

**町長**（小宮山和幸君）県あるいは佐久地域の、その計画については、私も一読するぐらいしか、実際には見てないんですけども、なぜかと申しますと、先ほど森本議員さんも指摘のように、非常に

この立科町の場合、工業立地というのが難しい状況というのがどうしてもあるんですね。その部分のところを押していくというのが大変難しい。また、立科ばかりじゃなくて、佐久地域も非常に苦戦をしているようです。これは、佐久ばかりじゃなくて、上田方面も含めてですが、かつて企業誘致をしようということで、たくさん市の町村が工業団地をつくって、たくさん造成地を用意して、口を開けて待っていたわけですね。ところが、この状況は一変しちゃいまして、長野県中、全国でしょうけれども、工業団地が大変使えない状況、誘致しても乗り込んでくる企業がない状況がずっと続いております。たまたま成功しても、また出ていっちゃう人もいますね。ということで、大変今の工業立地、企業誘致は苦しんでいるようです。

立科町の場合に置き換えて考えましたときに、やっぱりその工業条件、工業の立地条件というのは非常に厳しいのはどうしても否めないわけです。そうすると、行き着く先は、立科町に有効のある、有効な資源が何かと考えたときには、やっぱり農地ですとか観光地ということになるんです。そういうことを考えますと、得てして、方向とすれば、農業系の工場ですとか産業ですとか、そういったことにどうしても目が向いてしまう。あるいは、水資源は豊富ですから、そういったものに向かっていく。そういうような形しか、方法としてはなかなか難しいかなというふうに思っています。

あと、労働力が、先ほど言うように、2,000人以上の方が働く意思のないというような結果が出てしまうと、むしろこの人口も果たして魅力になるのかどうかというような考え方も、ちょっと今感じたわけですね。そこで、今後もですけども、企業誘致というのは大変魅力のあることなんです。だもんですから、企業誘致は望みを捨てているわけじゃないんですが、常にいろんな角度で情報を、アンテナを上げていくということになろうかと思えます。

過去、私、6年間担当させてもらいましたけれども、その中で一番の悔しい思いというのがあつたんです。上田にあります、軽工業ですけども、非常に土地を探しておりましたんで、いろんな方の媒介でいいところまでいったんですが、最終的にはインターチェンジからの距離だけで断念、断念というか、断られたということです。これは、もう立地条件の中は大変に厳しいもんですから、それを越えるような魅力のある資源を探していくということに私は進めていきたいというふうに考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** 確かに、今町長も言われた、この資源の中でどうしていくかということはあるんですが、立科とか、商業の関係になってしまうと、立科を使ってどうするかということなんですけれども、要はこのところで、町長が招集あいさつの中で、蓼科山を使ってうまくやっていきたいと、いろんなものをやっていきたい、生産なりをしていきたいということもあるんですが、地場産業の、その商業でつくられたものを、どこかできちっとやっていくということも、商店とか、そういうもので販売の箇所ですか、そこへ行ったら何か買えるとか、そういうこともまた検討していただければと思うんですがね。

ただ、今こうやってやると、いかに長野県の5カ年計画とか佐久地域の計画とか、こういうものも、町として参加、加わる、いろんな意見が述べられる場所がなかったかということなんです

よ、この案で示された中で。だから、その辺のところは、やっぱり町長も情報のアンテナを高くして、いろんな情報を仕入れていくということになれば、それだけの人員とか知識も含めて必要だというふうに考えるんですよ。いずれにしても、だから今の人口が7,000人もあって、働く意思とか、かなりの労働力が、65歳以上とか、そういうものがあるわけであって、やっぱりその収入の道をどうするかということは、非常に大きな課題ですよ。

立科町に住んでもらって、住宅があっただけじゃなくて、やっぱり収入の道をきちっと確保するというものがあるって、今の町長の話でいくと、今の特産物とか、農業の振興地域ということで、農業にかなりの手を加えていくというようなニュアンスもとらえたわけですけども、やっぱり商工業ということで、今現に携わっている人たちがいますし、なおかつ高齢化になっているもので、その辺の生活の道、手段、このことも、補助だけじゃなくて手を差し伸べてもらいたい。ただ、手を差し伸べるといっても、町長の頭の中は、今までいろんなことを聞いていると、非常に私的な財産に町が加わって云々ということにはならないだろうというような答弁ですよ、今までも。しかるに、これだけじゃなくて、町として、行政としてしなければならぬということ、改めてもう一度町長の頭の中で整理をしていただいて、どうしたら行政が町を豊かにして、観光地にしたりしてできるかどうかと、このことを改めてまた頭の中を整理をしていただいて検討いただけないか、このことについてはいかがですか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** いろいろな角度から物を言っていますけれども、今日は森本さんが商工業の振興の面から話ししました。私自身、その商工業に関してもそうなんですけれども、政策全体を見ていただきますと、若年層と高齢者層の間の大黒柱で働く皆さんの支援というのを中心に、いろんな政策をしているつもりです。それが、例えば住む場所や利便性のいい場所になるのか、また働き場所への通勤が楽になるのか、そういったようないろんな角度からのもの見方のほうがよろしいかなというふうに私は思っています。

先ほど、たてしな屋の話も出ましたけれども、必ずしもたてしな屋は商品だけを売って利ざやを稼いでいこうという会社ではございませんので、あくまでも農業振興をして、その農業振興の中には生産もあるでしょうし、加工も出てきますし、そういったことをいろいろ含めた中で、少しでも雇用、少しでも所得になるようなところからのスタートだというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** 改めて、この町長の招集あいさつの中で、町づくり推進関係では大消費地への販売事業、地産地消推進事業など、都市との地域交流、それから観光エリアと農村、商業エリアとの地区間交流を深めていくために農業振興公社との連携が必要であると、こういうふうに着目されているんですね。観光エリアと、それから農村というのは分かるよね。

商業エリアというのがどこなのかということだと思えますよ。商業エリアというのは全般的なのか。例えば、今は昔どおりに、今の芦田の町がある程度立科とすれば商業的な……とか集まった状況だと思うんです。その辺のところ、やっぱり拠点になる場所が必要だということで、

商業の関係に関しては、販売とかに関しては。だから、その辺のところを、商業エリアというのは、町長の中ではどの範囲のところをエリアというふうに考えているのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 基本的には、大消費地ですから、都市です。都市部ですね。大消費地と言えば都市部です。いろんな方やいろんな先生方と、それからいろんな方々とお話するとき、例えば私たちはここで話をしますと、6次産業と言いますときに、1足す2足す3あるいは1掛ける2掛ける3と言いますよね。都会の人たちはそうは言わないんです。321と言うんだそうです。要するに、消費者が欲しいものをつくれと、こういう意味なんです。ですから、私たちもこれからはそのあたりのところをいろいろなものを目指していかないと、その6次産業も難しいかなと。基本的には、やっぱり大消費地のある都市部が大きなマーケットになるんじゃないかなというふうに思っています。

**議長（滝沢寿美雄君）** 2番、森本信明君。

**2番（森本信明君）** 改私どものほうでも、質問する側も、やっぱり今抱えている、商工業の皆さんがどういう状況であるかということに、現実的に資料として、それから経済情勢として見るにつけて、やっぱり何とかしなきゃいけない。その知恵を出し合っただけじゃならないという、この状況だと思ってるよね。それは、確かに日本経済が成り立って、その上で末端になる、私ども立科町の小さな村として、課題としてあるのは。だから、課題としては、大きな範囲のエリアの中で埋没しないように、やっぱりきちっとしたものを立てていかなくちゃならない。その辺のところについては、組織も情報のアンテナを立てて、それらを専門にできるようなもの、さらには商工会という1つの大きな母体になる組織があったりするわけですから、その辺のところとも連携をとり、なおかつ県の進めようとしている総合5カ年計画とか佐久地域の基本計画が立てられている中で、そういう状況を克明に把握して、立科町として有利な状況を引き出す。当然、工場誘致なんかでは、かなりの時間をかけてその情報を得なきゃいけない。どこかへ出向いたりしていろんな情報を得たりして、話もしたりする状況があると思うんですよ。ですから、その辺のところを、十分町長の頭の中では、かなりそういう意思表示をされているわけですから、大きな展開を見せられると思います。

それにつけても、商工業に対する、その組織、人員、そのこともきちっと組織化をして、また新たな気持ちで取り組んでいただきたいと思います。特に、いろんな問題で、今のままで、体制でいくということになるわけですから、そこに担当する職員の業務内容が、かなり量的に多くなることは事実としてあるわけですよ。その辺のところも十分踏まえていただいて、立科町の商工業者が大きな町の活性化と、それから町財政の大きな力になっているということを改めて認識をいただいて、改めてというのはあれですが、もともとあるような方針でありますので、その辺のところはね。

近隣の状況を見ても、決していい状況ではないということは言えると思いますよね、ほかのところを見てもどうも苦しんでいるという。大きな手だてをするというのは、やっぱり今の現状と、

そのものをもう一度認識をし、また職員に対してもいろいろな情報を得られるような状況を、組織と、それから職員配置というものをもう一度見直していただいて、改めて商工業が振興ができるように、また企業誘致ということでできるような状況づくりを望みます。

ということで、私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、2番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時10分からです。

（午後1時59分 休憩）

（午後2時11分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、9番、箕輪修二君の発言を許します。

件名は 1. プレミアム付き商品券について

2. 農地法の下限面積について

質問席から願います。

〈9番 箕輪 修二君 登壇〉

9番（箕輪修二君）9番、箕輪修二です。

プレミアム付き商品券について、質問をいたします。

23年度、本年度と、町は商工会に1,000万円の補助金を出し、プレミアム付き商品券が発行されました。立科町の事業を商工会へ委託して行われたものであります。正確には、22年度も変則的にありましたが、23年度は災害復興立科商品券、24年度は立科プレミアム商品券との事業名で発行されました。この理念のことで話を進めたいと思います。

1,000円で1,100円、1万円で1万1,000円の買い物ができるというものでございます。23年度の券の販売は、出足こそ低調であったものの、プレミアム付き商品券の有利さ、お得感に気づいた人たちによりすぐ売れ出して、14日で完売、さらに昨年は2日間で完売と、あっという間の売れ行きでございました。23年度と本年度で変わった主な内容は、1人30万円だった購入限度額が1人20万円になったことと、義援金の1%がプレミアに回ったこととあります。1.5倍の人に買ってもらえるようにとの心配りかと思えます。1人が30万円の満額買ったとしますと、購入者数は333人であり、20万円なら500人になるということだと思いますが、果たしてそうでしょうか。実際にはもっとずっと少ない人が買っただけになるおそれさえ考えられました。1人20万円でも、家族3人から4人分、そこへ親戚の5～6人を加え、友人知人の5～6人を頼めば、12～13人にはすぐ集まるでしょう。そうすれば、250万円くらいの購入金額にすぐなります。総額1億円は40人で終わってしまいます。さすがに、少額の購入者も一部いらして、2年とも500人前後の購入者ではありました。40人、これは極端な計算かもしれませんが、当たらずとも遠からずであると思えます。1億円を0.3%の利率で定期預金をいたしますと、1年

間預けても30万円にしかありません。もともと、町内の業者で家を建てる、改築する、車を買う、ガソリン、灯油を買う等々、購入予定のある方なら、目いっぱいプレミアム商品券を買っておけば、250万、300万を買っておけば、極端に言えば、2～3日で、また最長でも半年足らずの間に20万、30万円も浮いてしまいます。もうかるということになります、買った人は、300万円で、半年で30万円の利益が出てしまう。1億円が1年で30万円の利息というのであります。これはどう考えてもおかしな話でございます。

しかし、誤解されては困りますが、プレミアム付き商品券をやめてしまえと言っているわけではございません。町外の業者に工事を依頼しよう、町外の店から買おうと予定していたが、プレミアム付き商品券があるから町内からにしよう、また5～6年先に予定していたものを、今年に前倒しにしてやっってしまうと考える人も少なからずあるとは思いますが、竹花商工会長も年頭のあいさつの中で言うておられます。より多くの町民の皆様に平均してご利用いただけるような販売方法の研究が必要で、必要課題だと思っておりますとおっしゃってございました。私も、このことが一番大事ではないかと考えます。町内中小企業の経済対策として、プレミアム付き商品券事業が今回の形で2年間実施されたわけでありますが、限られた財源の中で1,000万円の補助金は、当町の予算規模からしても多額な投資であり、町長の熱意も相当のものを受けとめております。

しかしながら、中小企業振興には1億円を超える景気対策になったことは事実ではありますが、利用する町民は最大で500人、率にして6.5%、6.5%しか恩恵をこうむらなかつたこととなります。2日間で完売という実績の中からも、利用したくても利用できなかった町民も相当いたのではないのでしょうか。こうした両面の検証をしっかりと行い、費用対効果の率をさらに上げ、現状の経済状況の中、活気ある町づくりのため、プレミアム付き商品券事業を続けるべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

**議長（滝沢寿美雄君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** お答えします。

プレミアム商品券事業につきましては、平成23年度・24年度と2年連続で実施をしたわけがあります。平成23年度は東日本大震災、県北部地震などにより自粛ムードと重なってしまいました。経済活動の活性化、経済対策事業と被災地応援を兼ねて実施したわけであります。本年度につきましては、消費の拡大、住民生活の向上及び商工振興の推進を目指し、町・商工会へ業務委託を実施したものであります。2月19日までが今回の使用期間であります。最終のまとめはまだできておりませんが、途中の経過を見ますと、2回ほど町内の大型店以外での消費が多くございました。住宅リフォーム、太陽光発電施設、車や生活物資の購入等で、町内商工業者の支援と住民の皆さんの生活環境の改善、向上は図られたのではないかと、効果は大であったと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のように、改善すべき点も多うございました。早期完売によりまして購入希望者が購入できないこと、購入者1人が家族分など多額の購入をした、前回は取り扱い

のない事業者もあったなどがございます。今後は、商工会など、多くのご意見もいただきながら実施の場合には、事業の分析、評価、反省を踏まえ、より多くの町民の皆さんが有効に活用でき、より効果の大きい事業としたいと考えております。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** 次に、町づくり推進課長にお尋ねいたします。

23年度、本年度のプレミアム付き商品券の使われた内容、検証結果を業種別にどのくらいか、説明をお願いいたします。また、検証の結果、見えてきた問題等があれば、それもお知らせください。本年度の加盟店からの券の提出精算日、先ほどもありましたが、2月28日が精算提出期限となっておりますので、本年度分はまとまっていないようでしたら、途中経過でも結構でございます。お願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（笹井恒翁君）** それでは、ご説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、23・24年、2カ年にわたり実施をしております。具体的な内容でございますけれども、実施期間につきましては2年間とも8月から翌年の2月19日までという6カ月間の期間でございます。発行総額につきましては、プレミアム分を含めまして1億1,000万、先ほど議員さんからもおっしゃられていた1億1,000万円でございます。対象者は、町内外を問わないということで、使用場所は町内の参加事業所ということでございます。これは2年とも共通の事項でございます。次、プレミアム分につきましては、平成23年はプレミアム分9%、義援金が1%でございます。したがって、義援金の100万円については東北支援で寄附をしております。それから、先ほどおっしゃられました購入限度額につきましては、23年の30万から24年は20万と、おっしゃられるように、購入希望者に対応するためということで、限度額を下げさせていただきます。また、商品券そのものですけれども、23年は1,100券を10万枚、本年度は1,000券を11万枚というような形で、23年度の結果の中から1,100円は使いにくいというようなことで、24年度は1,000円券ということで実施をしております。

次に、その実施結果でございますけれども、平成23年度の購入者は436名、本年度は536名でございます。その使い道の内訳でございますが、町内の方が23年度が78%、本年度は70%というような、現段階ですけれども、70%というような数字になっております。業種別で見ますと、建設・建築関連、これが一番多く使われております。23年度41%、本年度42%、それから自動車関係、23年度は23%、本年度は26%、また燃料関係でございますが、23年度は10%、本年度は9%、そのほか日用品、身の回り品というようなことで、23年度、本年度ともに12%というようなものが主に使われている傾向でございます。本年度の数値につきましては、1月31日現在ということで、最終的には若干数値が動いてくるかと思っております。

この状況の中から、先ほど議員さんも言われましたけれども、以後、実施の場合には、できるだけ多くの方に利用していただけるような方法を考える必要があるかというふうに考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 9 番、箕輪修二君。

9 番（箕輪修二君）内容は、今課長が知らせてくれたことでございます。

先ほども申し上げましたが、7,700 人の町民のうち、20 万円でも 500 人とすれば、6.5%の町民にしか恩恵にならなかったということでございますが、1,000 万円という高額な補助金であります。やはり、2 日間の完売には、平等の原則からすれば相当問題があると考えまして、私が愚考いたしましたことを少々述べさせていただきます。

1,000 万円で1億円のプレミアム付き商品券を、1億円でなく2億円、3億円のプレミアム付き商品券にする方法、1割のプレミアムを、例えば5%、0.5割のプレミアムにすれば2億円になりますね。受益者負担で、業者も売れ行きに対して5%、10%の負担をするということであれば、またそこで1億円ぐらいは増えてきます。大型店は利ざやが少なく、薄利多売でやっているのです、5%もおらっちは無理だというようなことも言うかとも思いますが、大型店、4店で23年度は9.6%、本年度は7%の使用と少なくなっているわけでありまして、実際両年で9%前後と少ないわけでありまして、何か対応策があるのではないかなど、具体的には申し上げませんが、考えます。プレミアを少々下げることと、プレミアム率ですね、受益者負担を上手に取り入れられれば、1億円が2億円、3億円の券になります。

また、より多くの人に広くというのであれば、一度に使える金額を少なくするとか、その他にもいろいろ考えられるとは思いますが、販売した券が使用されなかったものが、先ほども出ましたが、23年度15万8,000円あったそうでございます。本年度分はちょっと分かりませんが、これを翌年の券に振り替えれば、158万円の券になります。上積みになるわけですね。1人使用限度を抑える、購入限度を抑えることにも通ずるかとは思いますが、それから町外の人を買えて、町内の人を買えなかったという声には、町内と町外への販売開始日を1週間なり10日間ずらすというようなことも考えられます。このほかにも、町民の皆様、職員、商工会員等々、全員が知恵を絞れば、もっとよい方法がたくさん出てくるのではないかというふうに考えます。

また、この対応策は考えてないんですが、年配の人は買いに行く足がないと、だから買いに行けないと、あるいは計算や券を買ったり使ったりがややこしい、また煩わしいということで利用しないというような方にも、何かできるような方法も具体的に考えていただけたらいいのではないかなというふうに考えますが、この辺までで、また町長のお考えをお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）2回の発行に際しても、いろいろとお話し合いをいたしました。先ほど考えられるような公平性の問題ですとか、それからもう1つは景気対策というのが大きかったんですね、当時はね。景気が低迷しているんで、何とかその刺激策をやるべきだというような声が大変多かったです。

その中で、昔からということではないですけども、このプレミアム付き商品券の出発というのは、今回も前回も町がプレミアムをすべて見えていますけれども、通常、始まったころの、このプレミアム商品券というのは、その事業者も5%ぐらい持っていたんですね。そして、その5%

の、町が補助して、5%を事業者が持って、それで10%ぐらいにして景気を盛り上げようじゃないかと、こういうことで始まったのがプレミアム商品券なんです。ところが、やっぱり景気が悪くて、商工会等に相談しても、その残りの5%を出すのはだめだと、無理だと。特に、大型店もそういうのは協力してくれないということになりますと、景気対策をやる上に、どうしても町が頑張るかなと、こういうことになっていろんな策を練り始めたと、こういうことがいきさつだと思います。

大きな要因は景気対策でございますので、その点については多少の効果は大きかったというふうに思うわけですが、公平性の面についてはご指摘のとおりです。私自身も、大変問題の多いものだというふうに思っています。

それから、5%のプレミアムで十分じゃないかというのも、それも当たっているんです。この金利の低い時代に10%のプレミアムといたら、大変な大きな数字ですから、5%だって大きいですから、そういう意味で5%に下げて倍の売り上げをしたらどうだということも1つの考え方ではあります。

さまざまなことをこれからも考慮しながら、もし今年も景気対策が必要だということであれば考えていかなきゃなりませんし、今回の当初では盛り上げてごさいません。もしかすると景気が向上してしまっただけで、景気対策もそこまでしなくてもいいかもしれないなんていうことがあれば一番いいんですが、そういったようなことの議論をさせていただきながら、方向は定めていきたいなというふうに思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** 納得のいく答弁、ありがとうございます。

もうひとくされ、違う方面から申し上げてみたいと思いますが、業者、店舗等が町内に複数あるときは、町民もあれやこれや注文をつけて、町外に出て、買い物に出してしまうかもしれませんが、将来業者やお店が少なくなり、買い物難民が出ることも心配であります。特に、お年寄りには深刻な問題となるわけでございます。何年も前から感じていたことですが、最近現実味を帯びてきていますので、例えば買い物弱者と、一例を挙げますと、ガソリンスタンド難民という言葉がニュース等で聞かれる昨今でございます。当町はまだ5～6件あって、地域的なことを考えなければ心配はありませんが、現に隣町まで行かないとガソリン、灯油が買えない集落もちらほら出てきているように聞きます。なくなってから不便さを嘆いてもだめであります。町民の皆様も、自分の町の商工業者を育てると思っていたらいいと思うわけでございます。それも、回り回れば自分のため、自分に帰ってくるわけです。

佐久市のように、いわゆる10万都市ということで申し上げるんですが、大きい市は、市内で商工業種のほとんど全部が賄えるようなわけですが、立科町のような小さい町は町内でそろそろものがもう限られてきてしまっております。でも、今町内で調達できるものは、生活必需品が多いんじゃないかと感じます。それをこれ以上、少なくしないよう、守っていくことが大事であると考えます。建設業など、元請は町内でも、協力会社は町外でないといけないんだというような恨みもままありますが、これ以上、業者、業種、お店等を減らさないようにしなければならないと考

えますが、もう一度町長のご答弁をお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** これは大変悩ましい問題だと、いつも思っております。これは、やはりその事業者が個人事業者である以上は、なかなかこれから先の踏み込めない部分というのが結構あるんですね。町も支援をするというような考え方も、全くないとは言えませんが、さりとて民間の事業にダイレクトに支援をするというのは、非常に町民の理解を得るのは難しいというふうに思います。やはり、それは購買力があるかどうかという問題に尽きるかなということにあるわけですね。

確かに、大きな市はいろんな業種がそろっておりますから、当然そこへ行けば全部賄えるわけですね。それを町内ですべて賄うというのは、これはもう困難な時代になっています。そういうふうに考えますと、その商業圏、例えば佐久市にある、上田市にある大型店は、商業圏というものは非常に大きな面積をとらえておりますので、立科町も含めたような商業圏を見出しているわけですね。それと、この地域の商業、商店を同じレベルで考えるのは非常に難しいなど。

そこで、常に悩ましい問題ということでお話ししましたように、なかなかその支援をするというところに、町の支援というやり方が非常に難しいと思っております。基本的には、購買意欲を持った住民の皆さん方の大きな考え方を、先ほど議員さんをご指摘のように育てる、残すというような意味合いからも考えていかなければならないのかなというふうに思います。町といたしますれば、でき得る限りの応援、支援はするつもりですけれども、やはりそこは町民の理解を求めた上でということでお考えをいただきたいと思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** 町長の答弁のとおり、町の支援と、私はそれを主に先ほどの質問は申し上げたというよりも、町民一人ひとりが将来こうなるであろうということを感じていただいて、対応をしていただきたいと。将来どういうふうになっていくであろうということは、他町村、県外、いろいろ見れば分かるわけですから、努力して困らないようにして欲しいということでもあります。

町づくり推進課、商工会が先頭に立って人々の意見を聞いていただき、町から出される1,000万円の補助金がついた商品券がより有効に生かされ、商工業者・町・町民が活気づくような効果が上がるよう、努力していただきたいと、来年度も思いますし、私も一緒に努力したいと考えております。町職員、商工会員等々、町民と知恵を絞って研究すれば、よい方法がたくさん出てくるというふうに考えております。みんなで研究してよりよくしていただきたいというふうに考えます。これでプレミアム付き商品券についての質問をひとまず終わらして、次に移りたいと思っております。

農地法の下限面積について質問いたします。

今年2月1日付けの全国農業新聞に載った記事であります。農地法の農地権利取得の下限面積を全国最小の1a、100平米です、30坪に設定したとありました。島根県の雲南市というところであります。少し説明いたしますと、農地法の改正に伴い、農業委員会が農水省で定めた基準

に従い、別段の面積を定めることができることになりました。これにより、24年、昨年11月20日の第17回雲南市農業委員会総会において審議した結果、決定されたものが新聞記事として載ったわけでございます。

雲南市は人口4万人強の市ですが、立科町と同じくらいの率で人口の減少が進んでいる市であります。私はこの記事を見たとき、すばらしい、画期的なことだとびっくりいたしました。本当は違う質問を考えていたんですが、それを取りやめてこちらに、今回のほうに移したぐらいびっくりしました。移住、人口増ですね。遊休農地、荒廃地の解消をセットで進めるのがねらいだそうであります。雲南市は農地法の別段面積の基準を適用して、農地等の権利取得の下限面積を原則50aであるものを、30a・50aとしていたが、さらに20aから30aに見直し、さらに空き家付きの農地については、遊休農地であることを条件に、一筆ごとの指定として、設定面積、先ほどの1a、100平米、30坪としたというものでございます。他県には、離れ島、ダム、ダム関連集落などで、2a、5a等がありますが、1aは全国で最小面積であります。

当町にも、人口増と空き家対策として空き家バンク制度がありますが、高齢化などによる遊休農地と空き家の増加が目立ちます。現在は、農地付き、いわゆる5反歩以下、1,500坪以下の農地付き空き家を売却しようとしても、買手が都会等の人々が多いので、農地を買うことができる農業者の資格である5反歩、先ほどの5,000平米、1,500坪はともかく、1平米の農地も持っていない人がほとんどであります。そこで、空き家は買えますが、周りの前菜畑、よくせんぜ畑なんて言っていた、これは宅地と見なして、固定資産税なんか宅地並み課税になっちゃってるんじゃないかと思いますが、宅地と見なしてもよいような地目が畑になっていけば、畑でさえ取得することができないわけでございます。

町外からの移住者は、主に家庭菜園、または1反歩、2反歩、300から500坪、600坪ぐらい、それ以下の農地を希望している人がほとんどであります。本格的に農業経営に取り組もうとしている一部の方は別として話ではありますが、一般的な都市部からの移住者は、1,000坪、1,500坪もの宅地は持て余してしまっていて管理できない、要らないのであります。

農地付き空き家の所有者は、農地法の面積要件がネックになって、売ることができません。買いたい人に買う資格がないからであります。家はいたずらに朽ち果てるだけとなります。空き家は2～3年も人が住まないと、戸を開け閉めして空気の入換え等がないわけですので、まず水回り等から始まり、ほうぼう傷んで、修理代も高額になり、使用が不能となります。

面積要件がクリアされ、農地を購入することができれば、町外、県外、都会から移り住んでくれ、農地付き空き家住宅の有効利用が図られ、人口増にもなり、家の周りの遊休地も活用されることとなります。町が活気づき、よいことづくめであります。下限面積の引き下げと空き家付き農地の設定面積を1aあるいは0.5a、15坪に設定を立科町でもぜひ取り入れてほしいと思いますが、まず町長に空き家対策を含めた農地の問題についてお考えをお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** お答えします。

農地法の下限面積についてであります。全国的に遊休荒廃地、耕作放棄地が増えている中で、私どもの町でも、人・農地プランを作成し、次世代にどうやって託して、町内外の新規就農者を迎え、いかに町の農業を磐石にしていくかが大きな課題となっております。

ご質問の農地法で定められた農地を取得する場合の下限面積が、雲南市のように1 aというのは、私自身も大変画期的なことだなというふうに思います。これは、市の住宅政策あるいは空き家バンク事業とリンクしていると聞いておりますけれども、町の空き家バンク事業を推進する上で、かなり効果が認められるということは思います。しかし、農地法に関する事務でありますけれども、町の農業委員会において審議されることでありますので、ご質問の空き家対策を含めた農地の問題につきましては、農業委員会に諮り、ご意見を伺いたいというふうに、私自身は思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** 農地法に関する事務は、町の農業委員会に審議をお願いしてあるという町長のお言葉ですので、農業委員長さんが定例会にご出席いただいておりますので、お尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

農業委員長さんに答弁をいただく前に、皆様によく理解していただきたいがため、中澤農林課長にまずお聞きいたします。農林課長は農業委員会事務局長を兼ねておりますので、局長としての立場でお答えいただければと思います。農地取得の下限面積と別段面積、区域、遊休農地、農業者等々について、語句、字句の説明をお願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 中澤農林課長。

**農林課長（中澤文雄君）** お答えいたします。

まず、下限面積ということでございますけれども、これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法によりまして、各農業委員会が国の定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、町の面積の範囲内で別段の面積を定めて、これを公示したときには、その公示面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

先ほど区域ということもご質問にございましたので、区域をここで説明させていただきますと、区域というのは、この立科町においては1町、1区域として、現状は定めてございます。必要なことがあれば、2つの区域あるいは3つの区域として定めることは可能であるというふうにとらえておいていただければと思います。別段面積とは、国の標準的な下限面積30 aから50 aにとられない考え方の面積のことを申し上げます。遊休農地とは、田畑の別なく、農地に作付けはしていないけれども、耕耘、草刈りなどの管理をしている農地を言います。これに対しましては、耕作放棄地とは、管理を放棄した状態で、すぐに農地に復旧できない農地を言います。次に、農業者とは、基本的には農業で生計を立てている者を言います。町の現状では、兼業農家と専業農家とに分かれているわけでございます。参考までに、平成22年度の実績で申し上げますと、総農家数789戸、専業農家230戸、率に申し上げますと29%、兼業農家559戸、率で71%という状況でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）9番、箕輪修二君。

9番（箕輪修二君）文言や字句の意味は分かりました。

それでは、次に農業委員長さんにお尋ねしたいと思います。先ほどの質問なんですが、雲南市の例のように、下限面積の引き下げと空き家付き農地の設定面積を1aあるいは0.5a、15坪に設定を、立科町でもぜひ取り入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）寺島農業委員会会長。

農業委員会会長（寺島秀勝君）それでは、お答えいたします。

農業委員会の重要な役割であります農地に関する業務に対しましては、日ごろ立科町議会並びに町行政から多大なご支援、ご協力をいただいておりますことに、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

先ほどご質問の件についてでございますけれども、先ほど中澤事務局長からお話ございましたように、現在立科町では農地の権利取得のために必要な下限面積は全域で50aというふうに設定されております。従来、下限面積の設定につきましては、都道府県知事の判断で設定がされておりましたけれども、先ほどありましたように、平成21年12月から施行されました新たな農地制度によりまして、この下限面積については地域の実情に応じて、市町村農業委員会の判断で設定することとなりました。これは、経営規模が小さい地域や担い手が不足している、そのような地域においても、農業への新規参入をより進める観点から弾力されたものでございます。

先ほど局長からの説明がありました別段面積の設定につきましては、地域の平均的な経営規模がかなり小さいと、下限面積を一律に適用することが実情に適さない場合に、農業委員会が省令で定める基準に従って、区域ごとに50a以下の別段面積を定め、これを公示することによって、その面積が下限面積とされるというふうにされております。

ただ、その別段面積の設定基準につきましては、農地法施行規則第17条第1項で、設定する区域は自然的・経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、そして区域内において設定面積未滿の農地を耕作している者の割合がおおむね40%を下回らないとともに、別段面積の単位はアールとし、しかも10a以上であることとされております。これが別段面積としての条件になっております。

ただし、ここに、先ほど言いました施行規則第17条に第2項がございます。この2項においては、第1項の規定にかかわらず、設定区域や周辺の地域において耕作放棄地等が相当程度存在し、今後も解消の見込みがない場合、その限りではないとされております。ただし、設定区域や周辺の地域における農地が農業上、効率的かつ総合的な利用の確保をするために支障を生ずるおそれがないことが必要となってくるということになります。ですから、10a以下の設定はできるけれども、その農業を主体的に行っている地域の真ん中にそれを設定することは非常に難しいと、あるいはしてはならないという、そういったとらえ方を見ていただければいいかと思います。

それから、箕輪議員から質問がありました雲南市の下限面積を1aと設定した、その根拠は、この農地法施行規則第17条2項を適用したものでございます。

立科町においても、ご質問のとおり、耕作放棄地の増加や新たな担い手の就農推進、あるいは雲南市と同様、空き家バンクに付随した農地の権利移転等の解決を図る意味から、別段面積の設定について検討をする必要があると考えております。別段面積を設定する場合は、農業委員会の総会において決定することとされております。当農業委員会では、毎年3月の定例会において、この下限面積について審議をして、設定をしております。今年も3月の定例会で議案として提案されると思いますが、下限面積の設定とともに、別段面積につきましても審議することとなるかと思っております。

下限面積の設定の審議で重要なことは、先ほども申し上げましたけれども、引き下げることにより、農地の取得後、直ちに転用が可能となります。農地の効率的かつ総合的な利用を図る上で支障を生ずるおそれがないか、あるいは乱開発の危険性がないか等、十分検討して設定することが重要と考えております。今この場で即答することはできませんが、長野県農政部あるいは長野県農業会議等の関係機関とも十分連携をとり、当農業委員会として前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 9番、箕輪修二君。

**9番（箕輪修二君）** ありがとうございます。農業委員会として前向きに検討していただけると、お言葉ありがとうございます。これだけ聞けば、これで質問を終わってもいいんですが、せっかくですので、もう少しお願いします。

私、今までの経験からの意見として申し上げたいんですが、今までの農業者資格の面積が足りないので売買できなかったときは、売買するためにどうしていたのかと、どういう方法がとられていたのかといいますと、例えば仮登記にしておく。でも、この場合は、ほかの、今の農地法のままだと、永久に移転登記はできません。仮登記のままです。あるいは、覚書や念書等を交わしておくということがありましたが、これは第三者に対抗ができませんので、誠にあやふやな、不安定な所有ということになります。また、よからぬことですが、足りない分、田んぼや畑を借りたことにして、買う土地と合わせて5反歩にして買うというようなこともあったやに聞いております。しかし、借りた農地は必要なくて数合わせですので、本気で耕作しない、荒れてしまうというようなことがありました。

以上のようなこともありましたので、下限面積の引き下げのお願いとしましては、空き家付き農地という、空き家とリンクしていない農地の下限面積も、雲南市のように20aから30a、さらにできれば10aと引き下げを検討していただきたいと思っております。一気に欲張っているかもしれませんが、この際にどんどんお願いしてはおきたいと思っているわけですが、10a、20aと、そういうふうをお願いするわけは、農家の家族で農地を相続する場合には、相続者は何人いて、また都会に出ていて、農業者でなくて、普通の一般の勤め人で、1平米も農地を持たない者でも、相続の場合は、親父の畑なり田んぼを相続できることになってしまいます。ですから、10a、20aの相続者が出てきてしまうわけですね。きょうだいみんなで分けると、跡取り息子が1人でもらうというようなことがなくなってきているわけですね。そんなときに、10a、20aというのが

ありますので、その場合は貸すことはできても売れない。売れないと、都会のほうで働いてれば、荒れてしまう場合がほとんどであります。ですから、そういう小さいような農地、そういうようなときのために引き下げていただきたいと。農地取得の下限面積の設定を引き下げて、面積の少ない農地所有者が増えると。増えた場合、荒れたり不正使用されたり、不正転用があるというようなことですが、そんな心配はありません。農業委員会は、許可を出す出さない、そういう権限もありますし、もとどおりの復帰命令も出せるわけでありまして、心配ないというふうを考えるからであります。

なぜ、今まで下限面積の引き下げが進まなかったのでしょうか。それがすべてではありませんが、私の感じ方では、引き下げると、一部重複しますが、農地が荒れる、あるいは産業廃棄物の捨て場にされる、そして乱開発されてしまう等々、いたずらに恐れていたのではないかと考えます。今まで、諸問題と農業委員会の皆様がいろいろ取り組まれて、全部違法利用されるおそれにはふたをしてきていただいているわけでございます。先ほども申し上げましたが、許可権限や違法転用の是正措置を講ずることも、現状復帰命令も出せるわけでありまして。現状に合わせて、重ねて改革してほしいと思いますが、もう一度ご答弁お願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 寺島農業委員会会長。

**農業委員会会長（寺島秀勝君）** 先ほど申しましたけれども、いきなり、施行規則 17 条の 2 項のところまではいかどうか分かりませんが、やはり区域をどう設定するかというところが非常に大きな問題になろうかなと思います。

それから、これは私の持論でございますけれども、やはり新規就農者の人たちにいきなり 50 a 持てというのは、現状では非常に厳しいことであろうかと思っております。やはり、20、30 のところから入って広げていく、あるいはそういったことがこの地域に新規就農者を呼ぶための 1 つの大きな成果になるのではないかなというふうにも考えております。そういった意味で、やはり下限面積をもう少し弾力的に考えていってもいいのではないかなというふうには考えております。

それから、当然転用等についての許可については、農業委員会のところで審議をしておりますけれども、ただ通常の 4 条、5 条の転用の審議は、私たちのところでは許可相当ということでしか出されないんです。やはり、現状では県知事の判断がないと転用許可はおりてきませんので、あくまでも私たちのところでは判断をしても、知事にお伺いを立てなければいけないというのが現状でございます。そんなことも含めまして、やはりこういった現状の立科町の農業の状況を踏まえて、農地を有効に活用していこうと、それからそういった希望する人たちが十分に利用できるような、そういった体制づくりをしていくことがこれからも大事条ないかなというふうには考えておりますので、またいろんなご指摘をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 9 番、箕輪修二君。

**9 番（箕輪修二君）** ありがとうございます。

例えば、クラインガルテンなんかも、今度は町長にあれなんです、民間でできるようになると、先ほどのようなことが許可になって都市と交流が進むというふうに思います。立科町も下限

面積が 10 a、20 a 下げて、空き家付き農地を 1 a に設定すれば、今まで取引できず荒れていた田んぼや畑も有効利用され、よみがえることと思います。

また、余談ではありますが、1 a は画期的なことでもありますので、大変話題になり、他県、他市町村からも視察等が増えるかもしれません。軽井沢町の通年議会の取り入れによって、年間数十件の視察があるそうですが、当町でも視察希望があれば、町内宿泊を条件にして視察を受け入れれば、町の宣伝にもなりますし、ホテル、ペンション等にも経済効果が発生して活気が出ると思いますが、参考意見としていかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）今のご提案、誠にすばらしいと思います。しかし、こういった新しいことをする場合には、光と影の部分が、これは当然あるわけですから、どうか農業委員会、またあるいはご提案なさっている皆さんにおきましてもいろんな角度から検討をしていただいて、できることならば空き家バンク事業、あるいは人口増対策に寄与できるものであれば大いに画期的だというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）9 番、箕輪修二君。

9 番（箕輪修二君）これで終わりますが、門外漢の私が農業・農地、農地法について、農業の専門家であります農業委員長さんに対していろいろ申し上げまして、失礼の数々はおわびいたしたいと思います。雲南市の決定があまりにも画期的なことでありましたことと、長年、20 年来、私もこうなったらよいのになと思っていたことが一緒だったので、思い余って申し上げました。農業委員長さんには、よろしくお取り計らいいただきまして、検討され、引き下げをはかっていたきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（滝沢寿美雄君）これで、9 番、箕輪修二君の一般質問を終わります。

次に、**8 番、小池美佐江君**の発言を許します。

件名は **1. 国保や介護保険の保険給付費削減対策は**  
質問席から願います。

〈8 番 小池 美佐江君 登壇〉

8 番（小池美佐江君）8 番、小池美佐江、「国保や介護保険の保険給付費削減対策は」を質問いたします。

日本の国民皆保険制度は世界に誇るものと聞いております。昨年、アメリカのオバマ大統領は、皆保険をつくろうとしましたが、できませんでした。改めて皆保険があること、おかげさまで安心して医療が受けられることを感謝をし、しかしながら今、国民健康保険は高齢者が多く、1 人当たり医療費が高額となる一方、加入世帯の 23% を無所得世帯が占め、保険料軽減世帯が 43% を上回るなど、保険財政への対応が大きな課題となっている現状の中、今議会、国保税の値上げの条例改正が出されました。前回の値上げ以来、どのような保険給付削減対策が行われてきたのでしょうか。また、徴収率や滞納者は幾人なのか、また 1 人当たり医療費はどのくらいになっているのか、お尋ねします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君）お答えいたします。

これまで、国民健康保険事業では、国保税の収納率を上げるレセプト点検の充実、またジェネリック医薬品の活用推進などの運営努力をしてまいりました。また、特定検診、保健指導の受診率、利用率、改善率を上げる等、予防事業にも努め、医療費の適正化に力を入れているところでもございます。

しかし、医療の高度化や高齢化の進展による医療費の伸びは、平成17年度から24年度までの間、着実に増え、加えて経済・雇用情勢の悪化により、個人の所得も伸び悩み、そのため国保税の所得割における自然増は極端できない状況でございます。基金残高も、一時は2億円を超えていましたけれども、1億5,500万円と額を減らし、次年度以降の見込みも、基金は減っていく一方となっております。

国保税は、平成17年度に改定して以来、大幅な制度改正もありましたが、何とか基金の取り崩し等は今までは運営してまいりました。基金の取り崩しを減少し、健全に維持していることは、国保会計の継続をしていく上で大変重要でございます。かようなことから、今議会での国保税を上げる条例改正をお願いするわけであります。

なお、徴収率は、現年度滞納繰越も含め、平成22年度85.63%、平成23年度86.65%でございました。また、医療費は年度ごとに増減はありますが、確実に伸びておりまして、平成19年度の医療費、4億5,749万5,000円、平成23年度は5億2,798万1,000円となり、5年間で15%以上、15%上昇している状況でございます。単純に割りますと、1年で平均3%ほどの上昇となっております。平成20年度から、被保険者数はほぼ変わらないために、1人当たりの医療費が伸びていることがここで分かります。こうした状況の中、加入者への周知については、医療費の伸びは今回の広報3月号でも掲載させていただきましたが、今後も会計の財政状況とあわせながら掲載してまいりたいと考えております。また、2月の国保運営協議会の中で、委員の皆さんのご意見で、広報紙など、目で読むものだけでなく、健康教室あるいはイベントなどのときにも、医療費の伸びと国保会計の状況を説明していくべきとのご意見もいただいており、今後努めてまいります。

ジェネリック医薬品の推進については、保険証ケースにジェネリック医薬品の希望カードのデザインを採用し、加入者に配布をしております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）今、町長さんが言われました、医療費が3割ほどずつ増えているという、その中でなぜ今まで値上げを延ばしてきたのかというか、その理由、そしていきなり年1万円という、15%の値上げというのは厳しいじゃないか、税の平均化というものはできなかったのかどうか、そこをお尋ねします。

議長（滝沢寿美雄君）森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

平成 17 年に保険税の改定をしてきたところでございまして、その後につきましては、基金等が約 2 億円ございました。したがって、その基金の取り崩し等で対応をしまいったということございまして、私ども運営している立場といたしましても、できるだけその被保険者負担になる値上げについては避けたいというようなことで、今日まで続いてきたところでございまして、確かに議員さんのご指摘のように、少し前に、例えば 1 人当たり 5,000 円上げておくという手法もあったかと思えますけれども、運営する私どもといたしましては、できるだけ引き上げについては、ただいまの経営努力等で延ばしてまいりたいというようなことで、今日まで来たということでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8 番、小池美佐江君。

**8 番（小池美佐江君）** それでは、今回の値上げは、何年度ぐらいまでのお見込みでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** 私のほうからお答えさせていただきます。

保険税の財政システムといたしまして、約給付費の 30%強につきましては保険税で賄わなければならないという状況でございます。今回の値上げにつきましては、現在約 17~18%ぐらいが被保険者の保険税になっているかと思えます。今回引き上げることによって、20%程度にまでしかありません。したがって、まだそこに 10%ほど上げないと 30 にならないんですけれども、今回、また、なかなかそこまでの引き上げということは難しいということと、現在の健康保険を取り巻く状況の中で、3 年ぐらい経つと制度改正等が入ってくるというような情報もございまして、当面 2 年、3 年を乗り越えていきたいというような考え方でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8 番、小池美佐江君。

**8 番（小池美佐江君）** 今、ご説明では、まだ足りないということでございますけれども、1 年に 1 万円、一遍に上げるということのほうが、私はびっくりしているんです。給料も 1 万円上がるなんていうことはないですね。そういう中では、これはぎりぎりの線でしょうか、お尋ねします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 森澤副町長。

**副町長（森澤光則君）** 私どもとすれば、もう少し上げたいというところがございますけれども、なかなか昨今の、昨年介護保険料も引き上げていると、そしてまた年金等の給付額も増えていない、所得も増えていないという中では、ここら辺が、引き上げたいんですけれども、限界かなと、こんなふうには思っているところでございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8 番、小池美佐江君。

**8 番（小池美佐江君）** 先ほど、滞納者は何人いるのかななんていうことでありましたけれども、今いるとするならば、この値上げをしたらもっと滞納者が増えるではないのかなと、その対応はできておるのでしょうか、ちょっと課長さん、お願いします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井 茂君）** 今のご質問ですが、そのように見られる可能性もありますが、これはそういった方々がどういうふうに出てくるか分かりませんが、私どもとしましては、徴収を担当す

る部署といたしましては、ご理解いただきながらやっていく以外に、ほかはございませんので、そのように進めてまいりたいと思っています。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、小池美佐江君。

**8番（小池美佐江君）** 次に進みます。

国では、国保の膨脹対策の一環として、後発医薬品、ジェネリックを推進していますが、立科町においてはジェネリックの浸透はどうでしょうか、一助となっているのでしょうか、お尋ねします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** お答えします。

ジェネリック医薬品の推進につきましては、保険証のケースにジェネリック医薬品の希望カードのデザイン、これらを採用し、加入者に配布をしております。また、広報紙への掲載やリーフレットの全戸配布、保険証発行時に文書を同封するなど、啓発周知をしております。あわせて、平成24年度より、先発医薬品とジェネリック医薬品の個人負担額の差額が500円以上ある場合は、ジェネリック医薬品利用差額通知を年に2回、5月と11月の調剤分で発送をしております。平成24年度には、64の方に個別で発送しております。ちなみに、発送した通知を医薬品価格で、差額を見ますと、14万9,030円となります。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、小池美佐江君。

**8番（小池美佐江君）** 私の感覚では、まだまだ浸透していないのではないかという気がいたします。そして、まだまだ、これはあくまでも本人の意思でありますけれども、掘り起こせるのではないのかなと思います。ある行政では、慢性疾患の人には年3回ぐらい、ジェネリックの試算をしてお知らせや呼びかけをしているということを知っております。ジェネリックは、先発薬価の7割が原則と聞いております。ちりもつもればということで、大きな力になるのではないかなと思います。

次に、早期発見、早期治療の中で、人間ドックが注目されておりますが、まだまだ高嶺の花に思います。医療機関によっては、少々の差はありますが、1泊ドックで6万円前後、補助金は2万5,000円、日帰りドックでは3万円前後で補助金は1万2,500円です。24年度に5,000円アップしたとのことですが、受診率向上による早期発見、早期治療による医療費の削減対策も考えられ、受診者負担を軽くする施策も有効かと考えておりますが、いかがでしょうか。また、今年は何人分の予算がされているのでしょうか、お尋ねします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 人間ドックについてでありますけれども、社会保険や他市町村の状況を見て、本年度、ご指摘のように、1泊2日ドックは5,000円を増やして2万5,000円に、日帰りドックは2,500円アップして1万2,500円となったわけでありまして。これは近隣の市町村と比較しても、低いほうではございません。

確かに、受診率の向上は、早期発見、早期治療、これによります医療費の削減や町民の健康増

進においても重要な、大変必要なことでございます。しかし、社会保険、共済組合などの他の保険とのバランスもございますので、一方的に補助額を高額にするのは難しいと考えておりますが、他の保険や他市町村との状況を比較し、検討したいと考えております。

国保事業の運営につきましては、今後も国保税の収納率、レセプト点検、ジェネリック医薬品の活用推進など、運営努力と特定検診、保健指導の予防事業に力を入れてまいりたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君） 関連であります。不況の中、国保の値上げ、そういう中で、今年度も住民健診の負担金は平年並みなんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

住民健診等につきましては、例年どおり計画しておるところでございます。内容等につきましては、個人の負担金等につきましても、例年の中で決まってきたということで計画しております。なお、参考までに、25年度の事業等につきましては、また後日、地域の保健委員さんを通じて、また申し込みをとらせていただきながら、できるだけ健診のアップにつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君） 負担率は変わらないということですか、考えていないと、残念です。

次に、保健予防と介護予防からの2つの提案をいたします。

加齢により足腰が鈍くなり、とじこもりがちになる、ますます老化が加速され、運動不足から体調不良にもなるケースが多い。特に、足の弱りは転倒につながるおそれがあります。町では、こういう方々に対しどんな手当てをされているのでしょうか。通常リハビリは病気や怪我の治療の後でするリハビリであります。病気や怪我をする前に、リフレッシュのためのリハビリを行ってはどうか。例えば、望月の日赤病院のリハビリ教室に委託をし、送迎付きの教室を開いてはどうか。また、健康推進として、水中での運動も注目されております。年間を通して、東御市にある温泉プールへのアクセスを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 保健予防と介護予防ということでございますけれども、この予防の教室として、身近に場所を選ばず始められるウォーキングですとか温泉館を利用した教室に、そういった地域に出向いて行う講座、町の公民館などを利用した講座、これらを、講師に専門の先生に出向いていただき開催するなど、いろんな予防活動には取り組んでございます。体、身体的な予防だけでなく、心の元気になるいろいろな事業も展開しておりますけれども、予防教室には皆さん、大変積極的に参加しておられまして、自ら自分の健康を維持したいという強い気持ちを感じております。

ただ、もし問題があるとすれば、通うことが問題ではなくて、それを継続しているかどうかと

ということになるかと思えます。いかに長く続けられていくかというのは、個々の問題ではございますけれども、その視点が大変重要ですので、それぞれの事業の評価をしながら展開を図ってまいりたいと考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、小池美佐江君。

**8番（小池美佐江君）** 町ではいろいろな予防策、そうしたことをたくさんやってらっしゃるということはわかっておりますけれども、これにつきましては、継続ということ、継続は力なりということで、本当にリフレッシュした喜びは運動の習慣にもなります。

これは、1つの例をとりますと、今旧丸子町ではこうした人たちのために、4つの病院のリハビリに委託をして、送迎つきでそんなことをしているということで、そこに行ってきた方が本当にリフレッシュできたと、継続は力なりということで感激して、お話を聞いて、これはいいことだなど、そんなふうに思ったわけであります。しかし、今町長さんが言われるように、ここで間に合っていますということであれば、これも仕方のないことだと思っておりますが。

それと、プールの件ですけれども、立科町にプールをつくってください、権現の湯に水中ウォーキングをつくってくださいと言っているのではないんです。立科町は何もないわなとか、萎縮ではなくて、お隣さんと握手することでホームグラウンドになるのではないか、そして笑顔で健康推進ができ、町外に出ることで緊張感が出る、また医療費削減にもつながると思います。そして、プールは、ほかの予防策とは違うところは、水中では体重が10分の1と聞いております。体に負担がかからず、体の弱い人にも運動ができるのが魅力です。こんないいことに目をふさぐのはもったいないと思います。東御市のプールのフロントでも、立科町の送迎をしてくれないかという問い合わせがあるそうです。今のところは、東御市内はデマンド方式で送迎が行われているそうです。その延長線でお願いはできないものか、それともそれもまた立科町とのマッチングでは考えられないのか、交渉次第だなと思っておりますが、いかがでしょうか。と申しますのは、かつて丸子のスイミングがありまして、そのときに、町民の方からなんですけれども、送迎してくれないかということで、そうしたら10人ぐらいまとまったら来るということで、長いこと続きまして、今その言っていた方たちは、今も高齢でありますけれども、本当に元気でいいなんて、そんなふうに思っております。ケース・バイ・ケースということでございますけれども、お考えはどうでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** いいことづくめのご提案と承りましたけれども、研究をして、ご提案を研究させていただきたいと思えます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 8番、小池美佐江君。

**8番（小池美佐江君）** 検討ということで、期待を申し上げて、待っております。よろしく申し上げます。

最後に、医療費削減と題してまいりましたけれども、本当は、それもさることながら、健康は宝であります。健康は自分で守るものと守られるものであります。いろいろな策に便乗して、町民が健康でありますことを願って、私の質問は終わります。ありがとうございました。

**議長（滝沢寿美雄君）** これで、8番、小池美佐江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時50分です。

(午後3時38分 休憩)

(午後3時50分 再開)

議長(滝沢寿美雄君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、山浦妙子君の発言を許します。

件名は 1. 住民の生活に寄り添った施策充実予算を  
質問席から願います。

〈7番 山浦 妙子君 登壇〉

7番(山浦妙子君) 7番、山浦妙子です。

「住民の生活に寄り添った施策充実予算を」という質問を行いますが、大見出しの通告はこうですけれども、一つ一つの項目に分けての質問といたしますので、答弁もそのようによろしくお願いたします。

まず、初めに、町長の公約、不妊治療の助成制度創設の早期実現をについてであります。

小宮山町長は、2期目の町長選に立候補されたとき、子育て支援として、不妊治療の助成制度創設を公約にされておられました。赤ちゃんが欲しいと望まれるご夫婦の不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されず、高額な医療費の一部を助成する制度であります。近隣の市町村の中では、私たちの立科町だけがこの制度がありませんでした。しかし、このたびの平成25年度第1回定例議会の予算書の中に、衛生費の母子保健費として不妊治療助成金60万円が盛り込まれております。お母さんになって赤ちゃんを抱っこしたいと願う、命を生み出す女性の皆さんたちの要望が実ったことを大いに歓迎するものでございます。

そこでお尋ねいたします。今回創設されました立科町の不妊治療助成事業について、もう少し詳しい説明を求めたいと思います。

議長(滝沢寿美雄君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長(小宮山和幸君) お答えをいたします。

不妊治療の助成制度創設のご質問でございます。この不妊治療の助成制度創設につきましては、今回、平成25年度立科町一般会計に計上いたしましたので、今会議でお認めをいただければ、本年の4月1日から要綱の定めるところにより助成を行ってまいります。

この不妊治療の助成制度に関しましては、土屋議員さんが長年、ライフワークとして提案をされておりました。町におきましても検討を重ねてまいったものでありまして、このたびの25年度の当初予算にて実ったものでございます。

この助成制度は、安心して妊娠できる環境を整備し、少子化対策の充実を図るため、不妊治療

を受けているご夫婦に対し交付するものでございます。具体的には、立科町に1年以上、住所を有している夫婦で、町税の滞納がない方が対象でございます。不妊治療の経費に対しては、助成率で7割で、1組当たり年30万円を限度し、最長5年間行うものであります。また、長野県の助成事業も同時に受けられることとして、県の助成事業の交付を受けた金額を対象経費から除くわけでございます。

以上でございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** ただいま町長説明いただきましたけれども、ちょっと加入したいんですが、年間30万ですか、年間30万の取得について、それだけの補助ということですね。たしか、以前、この年間、国の制度によりますと、県の制度によりますと、助成は1回当たり15万で、年に3回までになったという、私はそういうふうに認識しておりますけれども、そのあたり、立科町のこの補助制度は県や国の制度とは、じゃ後退することになるものでしょうか、そのあたりはどうでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 羽場町民課長。

**町民課長（羽場幸春君）** お答えいたします。

県の制度と立科町の制度の、その違いということでございますけれども、いろいろな近隣の状況とか確認した中で、初めて計画する部分でございますので、そういった部分で一番いい方法ということで考えついた中での、先ほどの町長の申し上げた部分でございますけれども、そこら辺、県との回数とか金額的な部分については違いはございますけれども、これの要綱等を作成する中で、町に合った方法ということで理解いただければというふうに思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 立科町は、近隣の市町村よりも遅い創設になっているわけでありまして、先進地に学んで、よいところだけをとって、本当に喜ばれるような制度にしていきたいと思います。今回、この補助制度が議会において採択を見ますと、大勢の皆さんが喜んでいただけるということで、私も、先ほども申しましたように、歓迎するべき事業ではありますけれども、今後、この事業を行ってみて、検証を重ねていただき、課題の解決や、利用しやすいものへと改善をすることも、この場において要望をしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。冬季保安要員配置による対応をということですが、今年は特に、例年になく雪がたくさん降りました。とりわけ1月14日に降った大雪には、特に高齢者世帯の皆さんは雪かきなどに大変ご苦労いただいたことと思います。集落から少し離れた場所にあるお宅から、除雪の大変さと、90を超えたお母さんもいらっしゃることもあり、防災ということからも大きな不安があったことが訴えられました。集落に相談してもどうにもならず、何とか町の支援をしてほしいというものであります。業者に頼んでやっていただきましたら、4万2,000円の請求が届いたということです。

今年の大雪には、このほかにも、高齢者の方々からも支援を求められる声が、数件、私のもとにも届いています。大雪は、家屋や人的被害に至っていなくても、除雪や道路の寸断などで、大

きな財政的、時間的負担が生じることを考えたとき、いつも今年のような大雪が降るわけではありませんけれども、時としては町の特別の支援を望みたいと思います。

冬の期間、このようなきに助けてくださり、雪かきをしてくださる町の臨時職員、保安要員制度をつくっていただけるように提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** お答えいたします。

今年の冬は大変寒くて、大雪の日も2日ほどございました。町道の関係も、48路線ほど、除雪を町内業者の皆さんにお願いをして行っていただいておりますけれども、この1月には、延べにして、除雪時間が116時間に及んでおりまして、大雪が降りますと、除雪機械は1台当たり10時間を超える稼働時間となります。一部の業者さんには、このほか、国・県道の除雪あるいは町施設の駐車場等の除雪も行っていただいております、建設業者の皆さんには大変ご苦勞をかけております。

町道関係につきましては、大雪で孤立し、生活に支障が出てしまうような区域に通ずる道路につきましては、区長さんや部落長さんから要請がございましたら、業者さんにも協力をいただき、でき得る限りの対応をしてみたいと考えております。

また、家庭における除雪の対応でありますけれども、在宅のひとり暮らしの高齢者等の方々に対し、自立した生活の継続を可能にすることと、要介護状態への進行を防止することを目的に、軽度生活援助事業というのがございます。これには、除雪もその中に含まれておりますので、その事業の内容ですが、除雪は、おおむね10cm以上の場合に、近所の方からの支援もなく、自宅から公道まで人が通れる幅の雪かきに対して、町からシルバー人材センターへの委託となります。利用料は、1時間当たりかかる経費のうち、150円のみをご負担をいただくようになりますけれども、仕事としては、量や内容にかなり負担を感じるという方が多く、積極的に受けてくださる方は少ないとのことでございます。

以前から、立科では、雪が降れば、子供の通学路の確保などのために、近所で雪かきをする風景がよく見られました。近所の方々のは、生活を助け合ってきたものであります。今後も、ひとり暮らし、あるいは老老世帯の増加が懸念をされる中で、近所との関係が希薄だとも言われますけれども、それでもお互いに助け合うことも大変重要でございますし、必要だと思います。互助、共助の力もお願い申し上げたいわけでありまして。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** ただいまの答弁の中に、軽度生活援助事業、10cm以上、雪が降った場合、150円の支払いで、シルバー人材センターの皆さんに雪かきをお願いできる制度もあるということ。そういう制度があるということ、町民の皆さんは知らないわけでありまして、例えば先ほど、私が例として挙げました、この地域の集落の部落長さんも知らないようでお手上げだったということで、何とかならないかということで電話をいただいたわけですので、このあたりの住民への周知はどうかおつもりか、お尋ねしたいと思います。

それから、指定路線については、ただいま48路線の雪かきを業者に委託して行っていただい

たわけでありませけれども、その他の道路については、住民の協力を得て、互助、共助の精神でやってもらいたい、地域が助け合ってもらいたいという答弁でありますけれども、今年のような本格的な降雪では、高齢化した地域の状態の中で除雪がおくれて圧雪状態になってしまい、除雪の要望や苦情が多く寄せられたと思っておりますが、委託の除雪の範囲をもっと広げる見直しは必要ないか、建設課長、お尋ねいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 最初、羽場町民課長。

**町民課長（羽場幸春君）** お答えいたします。

前段の軽度生活援助事業ということのご質問でございますけれども、町では、立科町介護予防生活支援事業というのがございまして、その中の1つとして、除雪の対応についてということで、内容につきましては、先ほど町長より申し上げたところでございます。

実際には周知されていない部分がというようなご指摘でございます。予防施策の担当といたしますれば、そういったことを町民の皆さん方が知らないであるということでありませれば、できるだけ啓発等、広報等、いろんな日常生活を暮らしていく中で必要と感じられる部分については、また発信していきたいというふうに考えてございます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 荻原建設課長。

**建設課長（荻原邦久君）** 除雪の範囲を広げるという見直しができないかというご質問でございました。

町道につきましては、範囲という面積的な考え方よりも、路線という考え方で実施しております。現在行っている路線を、48路線で、総延長131.5kmほどなんですけれども、建設業者さんをお願いしているんですが、先ほど町長も申し上げたとおり、業者さんも大変少なくなってくる状態で、1回の降雪、今年の1月14日のような雪が降ると、もう10時間を超えるような、かなり過酷な除雪作業になるわけですが、そういった中で無理をお願いしているわけですが、毎年毎年、こういった冬期間に入る秋の時期に業者の皆さんと打ち合わせをしまして、除雪の確認をしておりますが、そういった中で毎年は見直しはかけていきたいと思っております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 介護予防の中で、生活支援として住民にも周知をしていくということですが、毎年本格的な降雪があるわけではないので、先ほど私が申しました臨時職員を雇って、シルバーの皆さんでもいいと思うんですが、保安要員制度、いざというときには出役をお願いするような、そういう組織づくりも必要ではないかと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** ご提案の保安要員制度も、今の町の雪かきの対応については、毎年あるわけじゃないんですが、そのときには連絡なり、また町へ支援の要請をしていただければ派遣をいたします。ただ、制度とすれば150円をいただきたいということが1つの違いではありますけれども、考え方とすれば、常にそういった対応はして、できるという対応でございませ。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 救急車が来ても、雪がたくさん積もっていて、なかなか搬送ができないような状態

が起こらないように、機敏な対応を町に求めたいと思います。

次に移ります。

次は、介護生活 16 年を数えた高齢者のおばあちゃんからの訴えを取り上げさせていただきます。実は、今日この場に自尿器具というものを持ってこようと思ったんですけれども、ビニールの袋に入っていて、封を切ったらちょっとまずいかなと思って、皆さんにごらんいただくのをちょっと控えてしまったんですけれども、これは何らかの原因により自分の力による排尿が困難となり、カテーテルによって自尿させる器具です。カテーテルチップシリッチ、尿パック、洗浄液としての生理食塩水、洗浄器、4つのものが1セットとなっており、価格は20セットで9,800円、このうち生理食塩水は医療給付扱いとなるということで、このセットを買い求める価格は7,500円です。2日から3日に一度交換して、担当のケアマネージャーさんの計算によりますと、月々2,250円になるということです。

立科町には、寝たきり老人等、紙おむつの購入費の補助事業があります。在宅の寝たきり老人、認知症老人及び重度心身障害者に対して、紙おむつを購入した場合において、予算の範囲内で補助金を交付し、その福祉の増進を図ることを目的とする事業であります。私も、昨年つれあいのおむつ購入費、11万8,930円のうち、4万8,024円の交付をいただき、大変ありがたく感謝しております。

今回取り上げました、この方の場合、排泄行為に対して、おむつの使用はほんのわずかであり、そのほとんどはこの自尿器具に頼られているとのこと。食事や排泄、寝起きなど、日常生活の大半を奥様の介護に頼らなければならない、75歳のこの方に対して、自尿器具の購入に町の温かい支援をいただけるよう、ご配慮をお願いしたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** お答えをいたします。

自尿器具購入に支援ができないかというご質問でございますけれども、町では在宅で介護を受ける高齢者や家族等を支援するために、寝たきり老人と常に紙おむつが必要な方に対し、購入費補助として月5,000円を限度に補助を行っております。年々対象者が増えている状態にもなっております。また、重度障害者の日常生活に便宜を図り、その福祉の増進を目的に、日常生活用具を給付する事業も行っており、それぞれの障害及び程度に合った用具の支給を行っております。その中で、足や体全体の機能の障害が1級の方や人工の尿路を確保する必要のある方など、高度の排泄機能障害のある方に対し援助が行われております。

町内には、それぞれ疾病を抱えた、在宅で治療、療養される方も多くおられまして、希望のある件については、すべて支援ができればよいわけですが、今回のご質問に対しましては、医療行為またはほかの医療用品や衛生材料などとの関連線もございますので、今のところ、補助の対象外としております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 医療行為の中での自尿器具の使用ということで、補助事業の対象外ということで、

やはりその部分で長い間、おばあちゃんが、17年目を数える介護の中で、本当に年金暮らしの中で大変になって、若い家族も一緒に住んではいらないうえに、なかなか若い家族に援助を申し出ることもままならない状況の中で、私のところへ何とかならないということで相談を持ちかけられたわけですしけれども、おむつが使えない、排泄は専らこの自尿器具だということでご配慮をいただけないかなということで、今回提案させていただいたわけですしけれども、このように、本当に弱い立場にある人たちが声を出せないでいる実態も、町長は少し認識していただきたいと思いますが、検討課題としてこの辺におさめておいていただければありがたいと思います。

次に、子育て支援についての質問を行います。私にとっては何回目かの就学援助制度の質問になりますけれども、よろしく願いいたします。

私は、平成22年12月議会で、学校の先生方から寄せられましたアンケート結果に基づいて、子供の貧困問題についての一般質問を行いました。そのときのアンケートには、生活保護や就学援助の認定基準の改善や両制度の支給額の改善を指摘する先生方の声がたくさん寄せられました。平成22年と今と比べて、子供たちを取り巻く経済状況はどうであろうかと考えたとき、立科町の準要保護世帯の就学援助数から推察してみますと、小学校では、22年は43人、23年・36人、24年は40人となっており、中学校では17人、19人、24年度は21人という数字であり、好転した様子うかがえません。長引く不況の中で、貧困と格差問題はより深刻になっているのではないかと考えられます。

学校教育法第19条に、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないというものに基づいて、要保護者に対する援助資金は国から、準要保護者に対する資金は交付税で措置されています。2010年度からはこの就学援助に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の新しい3項目が加えられています。立科町の就学援助について、父母への周知方法、申請など、立科町の制度の現状はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井教育次長。

**教育次長（笹井伸一郎君）** 制度の現状ですけれども、それにつきましては、国のほうで定めております特別支援教育の就学奨励費にならった形をとっております。

それから、2番目の周知方法ということですね。周知方法につきましては、毎年、年度の当初に就学援助制度についてということで、保護者の皆さんにすべて通知を差し上げております。その中でどういった世帯が対象になるかということで書かれておりますので、それに基づいて申請をしていただくという形をとっておりますので、一部、新聞なんかで周知もされてないなんていうような、そんな報道も、実はかつてあったわけですしけれども、うちの町ではすべての保護者の皆さんに通知をしておりますので、周知をされているというふうに理解しております。

それから、先ほどの現状につきましては、町のほうの要綱につきましては、立科町要保護及び準要保護児童生徒就学援助支給要綱に基づいて支給をしております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君）ただいま、年度初めに全戸配布をして、各家庭への周知を図っているということですが、給付内容や認定基準、認定となる収入の目安が具体的に分かるように知らされていないように、私は見受けました。認定基準を単に示すだけでなく、認定の目安額を明らかにさせることが保護者にとって認定されるかどうかの参考となり、就学援助は全く自分とは関係ないと思っている保護者もたくさんいると思われまますので、そのような改善や配慮もされ、この制度を機能させていくことが望ましいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）お答えをいたします。

目安額というのは、恐らく収入額ですとか所得額を示したらどうかということかと思えますけれども、それにつきましては、各家庭の、いわゆる扶養親族ですとか、そういう形の中で、どの額であれば対象になりますよということは、なかなか書くのは難しいのかなというふうには思うんですけども、ですから一般的に周知しているのは、町民税の課税がされていないというような書き方で周知をしているところでございます。

ただ、今、議員さんのほうからご指摘がありましたように、該当するのに、自分の中ではそこを承知してないというようなケースが、考えられるとすれば、その点については十分検討していきたいというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君）だれもが使いやすいような、援助を受けられるような制度への見直しを求めたいと思います。

次に、文科省の通知には、就学援助を説明する資料の作成に、外国人の居住状況を踏まえ、使用する言語にも配慮するよという趣旨が書かれておりますけれども、立科町としては、外国の皆さんが外国人としての言葉の、正確に伝わらない子供さん、あるいはその家庭がいるかどうかという、この部分についてはどう対応されているのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）外国人に対して、言語的に、今他国の言葉の理解を求めるような文書は出ておりません。そういう部分についてご指摘されれば、配慮が足りないのではないかとこの部分もあるかと思えます。また、その部分につきましては、そういった対象者の把握にも努めながら対応をしていきたいと思えます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）7番、山浦妙子君。

7番（山浦妙子君）対象者もまだつかみきれていないわけですか。例えば、立科の小・中学校には、その外国の、そういう子供さんなども受け入れているのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。それは、また一緒に答えていただきたいと思いますけれども、国は市町村に準要保護に対する国庫補助を廃止しても、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入しているので、準要保護者に対する就学援助事業については適切に実施することと、通知を出しています。必要と認めた生徒会費、立科町の場合は年額1,000円や、PTA会費について、小学校が1校当

たり年額2,500円、中学校が1校当たり2,700円は、少なくとも支給するべきではないでしょうか。同じ就学援助制度なのに、受給できる子供たちとできない児童・生徒がいるのはおかしいとお考えにはなりませんか。

平成22年、町長は未来を担う子供たちには、できるだけ同じ人生のスタートラインに立てるような社会づくりが大切であるとおっしゃいました。今もそのときと同じお考えでしょうか。

私ども、社会文教委員会では、昨年山梨県の早川町の行っております義務教育費父母負担ゼロの取り組みのお話を聞かせていただきに伺ってきました。立科町も、こちらは実施は難しいと思いますけれども、就学援助制度、せめて利用されている子供さんたちには、学びの保障のある思い切った施策を望むものであります。町長のお考えをお聞かせください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井教育次長。

**教育次長（笹井伸一郎君）** それでは、前段の外国人の皆さんの対象者の把握はということですが、それはもちろんだういった方がいるということは、当然わかっております。ただ、どういう国の方が来ているかということにすべて対応できるかということも含めて、そういった皆さんを、国ごとにまた対象者を把握していきたいと、そんな中でどういう対応ができるのかはまた考えていきたいと思っております。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** 以前にも同様なご質問をいただいた覚えがありまして、答えは同じなんでございますけれども、就学援助につきましては、支給対象者並びに対象経費等については、国の基準等をもとに定めたものでございますので、この件につきましては以前と同じ考え方で、従来とは変わっておりません。町の厳しい経済状況、財政状況等を考えますと、現行の制度を拡大するのはいささか難しいというふうに考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 子供たちの学ぶ場の保障というところでは、ただいまの町長の答弁、毎度のことでございますけれども、非常に残念だなと思っておりますけれども、子供たちが健やかに育つ環境づくりということについては、私もこれからも力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞそちらのほうでもよろしくお願ひしたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、昨年は有名芸能人の母親が生活保護を利用していたことに乗じて、生活保護全般への異常なバッシングが続き、利用されている方々にとっては大変辛い1年であったと聞いています。不正受給について声高にいろいろと言われ、受給者全体に不信の目が向けられておりますが、実際には厚生労働省社会援護局関係主幹課長会議に提出された資料によりますと、金額にしてわずか0.38%、99.6%に不正はありません。不正受給は問題ですので、きちんと現行法の中で対応すればよいと考えられます。

そんな中で、食費や光熱費などを賄う生活保護費を3年で7.3%の減額、740億円にもなり、生活保護の96%が削減されるという方針を政府は打ち出しました。町は、国のこのようなやり方をどのように認識しているのでしょうか、お聞きいたします。

子供の就学援助を受けているお母さんからは、生活保護基準の引き下げで、今後就学援助を受けられるかどうか心配になるという、不安の声も寄せられています。生活保護基準の引き下げは、私たちの生活全般に、教育や保育料、介護保険、生活福祉資金等、生活保護基準を参酌にして決定されていますので、影響は大変大きいと思います。とりわけ、子育て世帯を直撃するとの批判が高まっていますが、就学援助の支給水準が下がることのないように、今回の引き上げで影響が出るのは2015年以降だということではありますが、町は低所得世帯への具体的支援をどう考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** ご質問にお答えしたいと思いますけれども、最近、こうした報道については、非常に関心を持って聞いております。政府は、生活保護の支給額が低所得世帯の生活費を上回っていること、その要因を、高齢者とワーキングプアの増加による生活保護受給者の増加などを理由として、生活保護制度に基づき支給される生活扶助費について減額をするとの方針を示されたわけであります。

この影響でございますけれども、この基準が引き下げられることでどのような影響が出るかは、これからさらに検討が待たれるところだというふうに思っております。まだ、実際にはもう少し時間がありますので、検討させていただきます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 2015年にならないとその影響は定かでないというところですが、特に低所得者への影響が出るということで、私は心配しているわけですが、その影響を最小限に食いとめるように、また影響が出ないような施策を、町は早め早めの対応でやっていっていただきたいと思います。

次に、総務課長、笹井さんにお尋ねいたします。

生活保護を受給できるようになった人が、受給前の国保税の滞納分について、毎月の保護費の中から分納しているということがあると聞きました。このことについては、全国の自治体の対応はまちまちだということですが、立科町はどうなっているのでしょうか。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井 茂君）** お答えいたします。

生活保護受給者から国民健康保険税、またほかの町税等について徴収しているかどうかということのご質問でございますけれども、町内にも税を滞納したまま、生活保護の受給開始となった方がいらっしゃいます。ご承知のとおり、生活保護が開始されますと、当然国民健康保険税について納税義務者でなくなるわけであり、国民健康保険税は課税されません。また、固定資産税においても、減免の申請など、申請書を出していただくことによりまして、納税が免除されます。

ここで、今ご質問の、その生活保護の受給が開始となる以前の国民健康保険税等の滞納等にかかる対応ということではありますが、私どもといたしましては、これは税の原則であります、公平の原則ですね、納税義務者との公平さを確保するためには、どうしてもしないわけにはいきませ

ん。このように考えておきまして、ただ滞納者イコール生活保護受給者という、こういった点を最大限考慮しなければなりませんけれども、本人との面談をしながら、その方との状況を確認といたしますか、その状況に応じて納付をしていただくということでありまして、あくまでこれは強制ではありません。

この件につきましては、いろんな議論がされたことは承知の上です。新聞のほうにも掲載されたケースが過去にあります。国のほうでは、生活保護受給者には徴収してはならないということ承知はしております。本町といたしましては、先ほど申し上げましたような考え方で徴収事務を行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。あくまで徴収という立場において申し上げたかったわけですが、よろしく願いいたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 病気と失業により、手元に残った1枚の1,000円札を握って、生活保護申請のために行政の窓口を訪れた申請者に役場の職員は、今まで滞納している国保税について、生活保護費の中からの納入の話を持ちかけた、この話を聞いた申請者は、月々3,000円ずつの納入を断ると、生活保護の支給が受けられなくなるのではないかと不安から、役場職員の提案に応じた。いかに法的根拠があろうとも、このように最後のセーフティネットを受給した人に対して、今後の生活に不安や脅威を与えるやり方は不適切だとは思わないのでしょうか。仮に滞納分の納付が自主的であろうとも、最低生活費を割る生活をさせていることとなります。本人が払うといっても、受け取らないのが正しい方法ではないかと、私は考えています。

厚生労働省の保護課は、憲法で保障された最低生活のための費用である生活保護費からの負担を求めることについては好ましくないと述べ、市町村が運営する国保財政が悪化している中で、国が明確な指針を示していないことが、自治体に勇み足をさせる原因となると述べていますが、この点について、笹井課長、もう一度お答えください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 笹井総務課長。

**総務課長（笹井 茂君）** お答えします。

高齢者世帯でありますとか、生活がぎりぎりの方々も、ほかに生活保護以外の方でいらっしゃいます。私どもといたしましては、そういった皆様方のことも考慮しながら、疑問をもちろん持つときもあります。生活保護になっただけで何にもしなくていいのかという、そういった考え方もありますので、議員さんのほうのそういった、議員さんのほうが正義感であり、私どものほうがちょっとあくどい代官かなというような感じにも映るかもしれませんが、私どものほうとしましては、徴収という立場におきましては、あまりあくどいというやり方はいたしませんけれども、先ほど申し上げましたように、あくまで面談を行う中で粛々とやらせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 申請受給者と町役場の職員、立っている位置が、やっぱり町民の立場、ここへ来られた方というのは、きりきりに追い詰められた方が町役場の、あるいは福祉事務所の窓口を訪ね

てくるわけなんですね。そういう中でこういう提案がされると、明日からの生活に不安を持っている中では、やっぱりそういう提案を受け入れざるを得ないのではないかと、3,000円ぐらいとか、あるいはそれ以下としても、生活保護費だってきりきりなんですよ。そんなにゆとりがあるわけじゃない。そういう中での毎月のこの3,000円、大変なんじゃないかなと、私は思います。そういう意味では、大阪府と新潟県では生活保護費から国保税の徴収をしないよう、各自治体へ通知を出しています。立科町も血の通った施策、お困りの方の、そういう、またこの方が就職できて、働いて賃金を得たときは、また払っていくおつもりもあるわけですから、今はせめて3,000円徴収しない、そういう対応を、私は町役場ならとっていただきたいと考えています。

私は、2年前に2期目の立候補に当たって、町民の皆さんへの町民何でもアンケートを行いました。そのアンケートで回答してくださった方の、実に77.5%の方が、自分の暮らしや栄養が以前と比べて悪くなったと感じておられます。94歳のお母さんの介護をされておられる67歳の女性はこう書いています。老老介護の身です。2人の年金が少ないため、火災報知機は買わない、健康チェックも受けない。家計簿をしっかりとつけて、無駄遣いがないか仕分けをして、節約しての生活です。施設に預けて働きたいと思いますが、定員オーバーでそれもかないません。また、立科町に取り組んでほしいことは何ですかの質問には、税金の無駄遣いをなくす50.1%、農業振興42.3%、国保や介護保険料等の町民負担の軽減38.4%と続いており、経済悪化による収入の減収、税や保険料の負担増など、町民生活の深刻さが浮き彫りとなるものでした。

私は、アンケート調査の結果や町民の切実な声を紹介しながら、この6年間の議会活動をやってきました。その中で一番感じたことは、町長を初め町役場職員が町民の実態を自らの手でしっかりとつかんでいないために、その都度空中戦になりがちなのがほとんどで、悔しい思いをしてきました。

予算編成に当たっては、何よりもまず町民の暮らしの実態を把握し、町民生活への支援を主役にしたものにしていただくよう、指摘したいと思います。午前中の質問の中に、同僚議員が、商工業の部分で、現状把握についての問題提起を行っておりますけれども、町民の生活実態調査を行い、それをもとにした予算編成、施策のあり方、信濃町ではこれを行い、この結果を参考にし、25年度予算に生かして、予算を組み立てたということです。この点について町長はどうお考えになりますか、お答えください。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** ご質問の中の空中戦というのはよく分かりませんが、ここで議論していることが空中戦というような考え方ですか。ちょっと、少しいささか私と考え方は違いますけれども、そんなことはございません。きちんとしたまじめな対応をしておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、施策についての方策編成、いろんなことがございますけれども、立科町の場合は長期振興計画ですとか、その見直しとか、そういったことをつなぎながら毎年の予算編成を行っておりますので、決して長期振興計画にしても、それぞれ実態調査をしながら進めてまいっておりますので、その頻度の差はございますでしょうけれども、そうした調査は行いながら、予算編

成に向かっております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 町長は招集のあいさつの中でも、職員一人ひとりの創意工夫で、町民ニーズの的確な把握をして、必要性や緊急性を十分検討した上で、今年度の予算の編成を組まれたと述べられておりました。実際、この町長の6年間の実績を見ても、子供の医療費を18歳まで拡大したり、子供たちのヒブ、子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン接種の積極的な推進、町民の多くの方々にご利用いただいたプレミアム商品券の補助、子育て支援住宅の建設、そして今回の不妊治療助成制度など、たくさんの住民の皆さんと喜び合った、数々の実績がございます。ここで私が言いたいことは、私のニーズを聞いてくださいと声を上げる人々ではなく、行動できない人々もいるんじゃないかなということです。長野県の実生活保護率は、この3年間、4.9、5.2、5.4と確実に高くなっています。お隣の長和町でも、2.54、2.31、2.33%です。立科町では、1.39、1.90、1.67%という数字であります。生活保護以下の生活をしている人たちの声を聞いてくださっているのでしょうか。

国保加入者の生活状況を見ますと、先ほど同僚議員の質問の中にもありましたように、世帯主と被保険者全員の所得等の合計が33万円以下の世帯、保険税7割軽減の人が376世帯で596人もいらっしゃるんです。そういう中において、今議会において、国保税が25年度課税分から、1人当たり年1万円、平均15%の値上げが提案されています。私たちの生活はどうなるのでしょうか。

確かに、国保税の財政状況を見ると、厳しいという、その一言に尽きるのではないかなというような認識もありますけれども、そのほかにも、その生活の中で、かつかつの中で生きている私を初め、多数の人たちのこれからの安心の生活を町はどう保障していくのか、どう手当てをしていくのか、ここを町長にお尋ねしたいと思います。

**議長（滝沢寿美雄君）** 小宮山町長。

**町長（小宮山和幸君）** それぞれすべてに保障するという事は、なかなか難しいです。立科町も、小さな町で、厳しい財政の中で、でき得限りのところから援助したり支援をしたりしていくということです。先ほどからも話が出ておりますように、要援護ですとか、それから免除をされている皆さん方についても、でき得限り、やっぱり町のできる財政の中でやっていくということになるかというふうに思います。すべての人たちに、議員さんのおっしゃいますように保障をしながらというのは非常に厳しいご指摘でございますけれども、ただでき得限りの努力をしながら、でき得限り、多くの人たちに支援ができるような施策を進めてまいりたいと考えております。

**議長（滝沢寿美雄君）** 7番、山浦妙子君。

**7番（山浦妙子君）** 私たち町民の深刻な生活実態を、町役場の職員の皆さん初め、やっぱりしっかりと受けとめていただきたいと思います。自分の力で生きられる方々は、町の支援はさほどにも感じないのではないかなと思います。低所得世帯への対応、そういうものについて、町へ、町民のところへ出ていったときには、やっぱりそのあたりのことも、何気ない会話の中でつかんでいただくような、そういう取り組みを、特に町民課の職員の皆さんはいろんな機会をとらえて町民に接

することが多いわけですので、そのあたりのこと心にしながら、日常の業務に当たっていただければありがたいと思います。

さらに、事業施策の充実に向けて、私ども議員も町民の声をしっかりと町に届けてまいりますので、それをしっかりと受けとめて、行政側では対応していただくよう要望し、私の質問を終わりといたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** これで、7番、山浦妙子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了とします。これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4 時49分 散会）